

中央教育審議会「基本構想試案」

〔同第26特別委員会「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」〕

に対する各国立大学の意見

追 録

昭和45年 5 月

国立大学協会事務局

目 次

東 北 大 学	1
文学部教官有志懇談会	1
教育学部教授会	3
法 学 部	3
経済学部教授会	3
医学部教授会	4
歯学部教授懇談会	6
工 学 部	6
農 学 部	24
教養部教授会	25
金属材料研究所長	32
農学研究所	34
選拔訓練研究所教授懇談会	36
抗酸菌病研究所	38
科学計測研究所	40
高速力学研究所	40
電気通信研究所教授会	42
電気通信研究所	50
秋 田 大 学	59
教 育 学 部	59
山 形 大 学	65
教 養 部	65
徳 島 大 学	68
教 養 部	68
九 州 大 学	69

東 北 大 学

○ 文学部教育有志懇談会

1. この「試案」が、新しい高等教育のあり方として、一般社会の要請や

「多数の国民のさまざまな要求」に対応しようとする意図のもとに改革の基本的方向を提示している点は、昨今のさまざまな情勢の分析と反省のうえに立つものとして、それなりに評価されなければなるまい。しかしながら、地域社会の要求や国の産業界・経済界の要請という時事的必要性のみを過度に強調するような方向において改革が考究され、しかもその具体的な推進に当たって、たえず「国民的合意」を重視すべきことが指摘されているのは、大学の「自主的な努力」への道を暗黙のうちに閉ざし、ひいては、研究と教育の本来の機能を衰退させるに至るおそれがあるので、今後慎重に検討されなければならない重要な問題である。

右のことと関連して、この「試案」においては、全体として、研究と教育の本質的要請よりも、むしろ社会的、経済的側面からの要請が優先的に考慮されており、したがって、実用的な領域の「教育」に重点をおく傾向が著しく、基礎的な分野の「研究」、特に文学部系統の学問の研究と教育についての配慮に欠ける点の多い事実は、きわめて遺憾であると考えられる。

2. 本来、大学は学問研究に徹すべき機関としての重要な一面をも持つものである。そのことは、この「試案」において、大学院を中心とする第五種および第六種の「教育研究機関」の設置によって一応考慮されてはいるが、それらの機関に緊密に接続して、期待されるような成果をあげるための一貫した教育体系を示す制度は、必ずしも十全であるとは言えない。大学が、真に正常な機能と役割を果たすためには、まず研究それ自体の持つ意義が十分に認識されることが必要であり、それに基づいて制度的に一貫した研

究体制の確立されることが望ましい。「試案」においては、その点に関して具体性に欠ける憾みがある。殊に、第五種・第六種の「教育研究機関」の内容を明確化するとともに、各種機関相互の連絡が円滑に行なわれようよう配慮される必要があるだろう。また、特に第六種の、いわゆる大学院大学が、下から積み重ねられた直接の基盤と一貫した教育体系（例えば、現行の学部後期課程・大学院修士課程に相当するもの）を持つことも真剣に考慮されるべきであろう。

なお、この「試案」では、役割の分担と機能の分化という前提のもとに、「教育機関」と「教育研究機関」の区別を立て、研究と教育の分離を強く指向しているが、少なくとも大学、特に文学部においては、研究と教育は常に不可分な表裏一体の関係を保つべきものであつて、その分離を企図する立場には賛同しがたい。それはまた、ときとして、大学における研究と教育の自由を阻害する契機ともなりうるものであることに留意すべきであろう。

3. 大学の管理・運営体制が、合理的に改善されることは望ましいことではあるが、「試案」では、例えば、執行機関と審議機関の分立や、「学外の有識者」を加えるなど、その「効率性」にのみ重点をおいた管理機構の一方的な強化が強調されている。これは、大学の自治の問題にもかかわる重要な提言なので、安易に見過ごすわけにはいかない。従来の教授会・評議会を中心とする大学の自主的な意思決定に基づく管理・運営の制度や慣行には、今後、なんらかの改善を必要とされる点があるかもしれないが、その基本的方向は、あくまでも尊重されるべきであろう。そうした意味においても、例えば教員の人事について、「学外の専門家の参与」を求めようとする「試案」の新たな提案には、大学のあり方としてきわめて不安な点が多いので、にわかには従いがたく、今後もなお慎重に検討を加えていくことが肝要である。

○ 教育学部教授会

1. 大学の教育・研究体制の改革は、何よりもまず各大学において自主的に検討されるべきである。現実には、各大学において、この点に関する改革が検討され、進められている折から、高等教育全般に関する性急な一般的構想をたて、これを具体的に実現しようと急ぐことは、適当でない。

1. 今回の「基本構想試案」には、大学の学術・研究体制の改革に関する構想は含まれておらず、今後の課題とされている。

本来、大学における教育は、その研究体制と不可分のものであり、後者に関する改革構想を欠いたままで教育体制の改革のみを画一的に構想することは、大学本来の方向での改革をあやまるおそれがある。その意味でも、「高等教育」の一般的改革のみを先行させることは、適当でない。

○ 法 学 部

研究教育に責任を負うべき大学のあり方については、現在、各大学がそれぞれの個性的事情を踏まえて自主的に改革の方向を探索しており、その成果も除々に出はじめている。このようなときに、それらの努力を阻害するような一律的な枠づけをすることは望ましくないと考える。

○ 経済学部教授会

試案の論点はすこぶる多岐にわたり、また不明確な点も少なくない。したがって現在の時点で細部にわたる意見をのべることはできないが、以下の点については批判をもつ。

(1) 高等教育の改革は、わが国教育制度全体の中で長期的展望のもとに構想されるべきであるが、「試案」は初等・中等教育に対する検討の未了の状態

で、それに先行して出されている。

- (2) 国民および社会各層の要請といわれるものの実質は、産業の高度成長に即応する技術的要請に重点があり、その結果、大学における学問、とくに社会科学の批判的性格について、十分な認識がみられない。
- (3) 従来の大学には、教育と研究の一体性という理念があつたが、この一体性はほとんど無視されている。
- (4) 研究・教育の機能と大学管理の機能は、従来密着して考えられてきたが、「試案」では双方が切り離されている。

以上の論点のうち(2)－(4)は、東北大学の従来の見解ともいちじるしく異なる。

しかしわれわれは、この「試案」を無視するのではなく、「試案」の背景をなす新しい状況をふまえて、大学側の意見を主体的に形成することに努力したい。

○ 医学部教授会

「高等教育の改革に関する基本構想試案」 に対する医学部の意見

中教審の「高等教育の改革に関する基本構想試案」では「これまでの高等教育に対する考え方やそのわく組みが、高等教育の普及と社会の複雑高等化に伴って」「複合した要素を含んだ要請に対応出来なくなつた」という現状認識に立つて、「これに対する新しい解決策を見付けることがこの基本構想の中心的な課題である」と述べている。このような現状認識に対しては基本的に賛成である。しかし、かかる状態を発生せしめた現代社会の状況は必ずしも全面的に肯定すべきものではなく、現代の社会機構が人間性の喪失を不可避とする面を多分に有していることを看過してはならない。かかる状況において、未来社会をになう人間の創造的理性をいかに確立するかということ

が、大学教育の重要な使命の一つである。

しかるに今回の試案は、現代社会の状況を極めて一面的に肯定し、大学がこれに即応することによって社会の要請を満足させようとする案を提示している。高等教育機関を6種類に分割する案もその一つのあらわれである。このような教育方針においては、いわゆる人間性の確立において大学が果たすべき役割に対する考慮が極めて乏しいと言わなければならない。今回の試案においては、各専門課程の中に含めて人間教育を行なうべきものとしているが、中教審が提案している高等教育の6種類の分類の中に、これが十分に生かされているとは考えにくい。またわが国において、高等教育における一般的な人間教育が遂に定着しないままに放置されてきたことに対する分析や反省がなされていない。この試案に示されたような教育課程の分類は社会の実利的な要請に応えようとする面が強すぎるように思われ、これが「相当長期にわたる見通しに立つて」立案されたという主張は首肯しがたい。大学は社会の諸要請にこたえる責任のあることはいうまでもないが、これに対応するに当たっては、大学が独自の立場で受け止めるべきものである。国家の文教政策も、個々の大学のかかる努力を支持し、それぞれ特色のある教育を展開するのを援助する形態のものでなければならない。社会の要請を政府の手により直接に教育の内容として画一的に大学に要求すべきものではない。したがって高等教育の区分の仕方については、根本的な再検討が必要であると考えらる。

また、本試案は「高等教育の普及とともに大多数の進学者が期待するものは……出来るだけ高度の専門性を身につけることである」から、「伝統的な学問体系の専門的な分化に即応するよりも、本人の将来の社会的進路を中心として総合された専門的な教養が重視されなければならない」と主張しているが、このような教育方法は産業社会への人材供給のために学問の功利性のみを強調したものと言わざるを得ず、高等教育にふさわしい学問の精神の伝達が十分に考慮されているとは思われない。

さらに、高等教育の目的別多様化専門化構想の延長として、研究と教育の

機能分離が強調されているが、教育のみを機能とする高等教育機関はもはや大学の名に値しないであろう。教育機関における研究と教育との関係は大学教育の根本理念に触れる重要な問題であり、大学本来の教育効果を低下させることのないように十分慎重な検討が必要である。

○ 歯学部教授懇談会

このような国家百年の計を左右する問題を考えるにあたっては、先ず次の基本的な姿勢を強調したい。

1. 近代的民主国家の中における教育・研究のあり方を根本的に検討し、教育・研究機関と国家権力との関係を明確にするところから出発すべきである。
2. 教育・研究機関の運営における基本的な心構え
 - (a) 権威的な画一主義の排除
 - (b) 創造的な模索を高く評価すること

以上の姿勢が正しくとられているならば、後の枝葉末節は専門家や実務家に任せてよろしい。逆にいえば、中教審試案の内容の細かい議論に足をすくめられて、根本的な問題を見逃してはならないと考える。

○ 工 学 部

(注) ここに記した意見の中で、理念的、総括的意見(Ⅰの部分)は、各学科、個人等から提出されたものを分類、整理して取りまとめたものであるが、『基本構想』に対する意見(Ⅱの部分)は、各学科、個人等から提出されたものを、そのまま羅列したものである。ただし、その意見の出所の区別は各意見の最後に示してある。

理 念 的 ・ 総 括 的 意 見

I - 1

本改革案の根底を流れる思想、態度、大学問題の分析、認識、構想立案のいきさつに問題がある。

1. 中教審は、これまで、この程中間報告に批判や意見を求めてもそれを無視して、ほとんど原案のまま答申するのが常であつた。中教審はまずこの態度を改める必要がある。また、意見や批判が、大学を外部から規制しようとする勢力に利用されるおそれがあるとの見解もあり、中教審はこのような印象をとり除く必要がある。これらは中教審そのものの性格によるものであり、それを改めることが基本的に必要である。
2. 全体の論述が、大学紛争対策的発想に基づく管理思想により貫かれており、一面的、独善的なしかたで進められている。たとえば、大学問題の原因には、社会の問題、文教政策や学術政策の問題等があることを、中教審みずからが認めているにもかかわらず、政府・文部省に対する批判は行なわず、大学の組織や管理運営の改善だけを示している。また、一方では大学の自主性をいいながら、それを尊重すべき根拠に全く欠けている。
3. 大学問題や社会の現状認識や問題点の把握に問題がある。上に述べたこともその一つである。現象的な捉え方ではなく、構造的に捉えて構想を立案すべきである。
4. 大学改革の課題を二者択一的に処理している。
例えば、高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請に対しては、研究教育の分離や教育機関の種別化ということで処理し、教員や研究教育費の増加など研究教育環境の改善による可能性については触れていない。
5. 「国民の要請」の内容が、国民全体の大学教育に対する要請となっているかどうか疑問である。むしろ、産業界、財界また政府、文部省の意

向だけが反映されているように思われる。

I-2

学問とは何か、教育・研究とは何か、また高等教育機関および大学の理念はどうであるか等を明確にしていけないことに問題がある。

1. 学問論こそまずなされなければならない。
2. 社会の将来を左右するもっとも大切なものは教育であり、その主体は人間観・価値観を正しくつかむことにあるべきである。本案のように社会の要請を強調し過ぎると、単に産業界に奉仕する人間を作るという御都合主義に陥る危険がある。
3. 研究とは何かを明確にしなければならない。
4. 大学の理念として、産業界がとりあえず必要としている大学の役割をもつて、大学のあり方としていることは問題である。

I-3

高等教育の問題は当然、学術研究体制およびその政策問題を含むべきものである。とくに近代科学の発展に対応する学術研究体制や研究条件についての、少なくとも基本的な検討がもっと必要である。

本改革案は、教育に関する問題だけを単独にとりあげているところに問題がある。

I-4

文教政策、財政上の構想を大学改革の前提条件として検討する必要がある。

大学問題の原因として、社会や政治の問題、文教政策、学術政策の問題があることを中教審自身が認めている。

わが国の文教政策は、一貫して中央集権的官僚統制を強化する方向に進んできた。このことがわが国の研究教育体制を危殆に陥れた大きな原因である。にもかかわらずこれらの点については何らふれていない。高等教育の改革には、学問の本質からして、人類的世界的視点、また、長期的展望

に基づく文教政策や財政上の問題についての改革構想を示すべきである。とくに国の総予算に占める文教費の割合を画期的に増加すべきであるという重要なポイントが落ちている。

国が高等教育に金を出すのは、研究教育が人類社会にとって必要不可欠であるからであって、行政的な管理あるいは官僚的な枠組みのためではない。高等教育機関は行政機関ではないのであるから、文部省の役割についての検討を行ない、その構想がなければならない。

I - 5

第一章の「中心的な課題」に指摘された問題で、第二章の「基本構想」に生かされていないものが多い。しかもそれらの多くは、大学がこれまで（自主的な改革案を含めて）主張してきた事柄であることは、甚だ疑問である。

「基本構想」に対する意見

II - 1 （高等教育機関の目的・性格の多様化）

1. 画一的な修業年限をきめていない点は一応良いと考えられるが、多様化された高等教育機関の相互間の門戸を開放して、進路を開いておくことが必要である。（学科）
2.
 - a) 教育の多様性は当然である。しかし、教育のための予算を惜しみすぎると、多様化は格差を助長する要因となる。
 - b) 各大学の自主性を尊重し、各大学がそれぞれ特長を発揮できるようにすべきである。6つの枠にすべての大学を無理にはめこむことは良くない。強制的に格差をはめることは良くないが、自由競争の結果、自然にできる格差はむしろ好ましい。
 - c) 教育制度は画一的にすべきでなく、複線教育であるべきである。し

かし、能力に応じてtransferできるようにすべきで、袋小路を作
てはいけない。

d) 既存の大学はそのままにして、目的に応じた新構想の大学をどん
どん作ったらどうか。(学科)

3. 総合大学、高等専門学校等々はその特色をいかし又地域社会の特徴を
いかすべきである。(学科)

4.

a) 第2章全体を通じて、大学を単なる教育機関として規定し、研究的
側面をほとんど無視している。大学においては、教育と研究が密接に
結びついていることが必要である。

b) 大学の種別化は差別化につながる危険性をもっている。研究教育環
境の改善措置によって、大学を大学らしい大学にすることが必要であ
る。

c) 6種の教育機関の種別化は多様化ではなく、6種の型にはめこむ画
一化に通ずる恐れがある。

d) 大学の目的を将来の社会的進路や職業教育に限定している点は大い
に問題がある。大学の目的は学問にあり、その研究と教育によって職
業人となり得ると考えるべきである。(学科)

5. 画一的な制度(例えば第1種より第6種までの機関)の枠を作らず
自主的に改革が行なわれるようにすべきである。(教官個人)

6. 高等教育機関としての6種の細分は不可。(教官グループ)

7. 専門分野による差異を無視して、画一的な修業年限を定めないことと
か、一定の在学年数を卒業の要件とはしないことには賛成である。しか
し、6種類とは少し多すぎる気がする。転学を受け入れる体制が用意し
てあるならば、6種類は煩雑になるおそれがある。第2種を第3種か、
あるいは第1種に統合して5種類にするか、あるいは第1、2、3種を
統合して4種類にできないか。この最後のものは現行制度と変りはない

かも知れないが、改革は教育課程の改善で行なう。(教官個人)

8. (6)の博士と称する学位制度の存在についての検討が行なわれることが先決問題であろう。

この検討の結果として場合によっては、(6)を(5)に包含させることも検討を要する問題となるであろう。(教官グループ)

9. 将来は、格差はさほど問題でなくなるように思われる。それは、現代の社会では立身出世、幸福であることが次第に若人たちに認識されてきたことと、明治以来の出世民主主義が行き詰まり状態にあるためである。

6種に分けることには問題があるのではなからうか。この6種とも、現在の企業が必要としている人材の育成機関にすぎないのではなからうか。高等教育が大衆化してきた現在、人間が関心をもち、活動するすべての分野に対応し、何百種かの高等教育機関の存在が可能である。

例)造園大学・日本庭園学科・庭木研究室・剪定学専攻 (技官個人)

10. ただ単に機械的に現在の教養部、学部、大学院修士課程、博士課程を分離することによつては、専門化と総合化の要請には対応できないものとする。

たしかに、現在の大学における教養部の軽視は問題がある。それは一つの大学という機関に属していながら、学部とは別個の有機体として動いているからだとする。まさに中教審が行なおうとしている大学分割はこれをさらに促進するものであり、弊害を作るだけである。

それは第1種大学が現在の高校の延長と化し社会的問題になることが予想される。そこには人間性の回復はなく、むしろ、さらに疎外への方向へと行くような気がする。

私は、現在の教養部と学部を一つの有機体として動くことによる総合化と専門化への対応を考える。すなわち、専門化への対応としてはガイダンスによる基礎科目の多元化が考えられるであろう。(教官個人)

Ⅱ－２（教育課程の改善の方向）

1.

- a) 原則的には賛成である。とくに外国語、体育はかくあるべきである。
- b) 中教審に言われなくとも、大学自体でこの程度の改善がやれないはずがない。（学科）

2.

- a) 教養教育の軽視と実学（いわゆる役に立つ学問）の重視は、大学にとって否定さるべきことである。
- b) 教育課程をどうするかということは、大学の自主的判断に任すべきである。（学科）

3. 大学の特徴をいかすべきである。（学科）

4.

- a) 第１種、第２種、第３種の教育課程を、総合された専門教育と特殊な専門教育とにはっきり別けることに疑問がある。（Ⅱ－１の７に関連）
- b) 専門のための基礎教育は準備であるのか、基礎であるのかをはっきりする必要がある。
- c) 第４、第５、第６種の教育課程の改善についても言及することが望ましい。この種の高等教育についても改善の方向はいろいろあろうが、大学の自主性との関連において問題が生ずるおそれがある。２６特委としての見解を示されたい。
- d) １の前段の賛成した事項について、このところでもそれについて説明をする必要があるのではないか。（教官個人）

5. 中途半端な改善は、大学の主体性の点に問題が生ずる。ここでの狙いは、教官を過大な講義の負担から解放し、教官と学生との人間的接触を可能にすることではなかろうか。学生は、研究・指導を通じて社会や人間について教官から学び、討論できるようにすべきである。

具体案としては、各専門分野・各教養分野専用の受信機（受像機）を自由に市販し、放送時間中は各分野ごとに数種の講義の中の一つを自由に選択できるようにする。各県に設置された教育テレビ・放送局は各大学の自由な管理運営下におき、全国ネットワークを持つこと。現在の講義室は学生集会所とすること。

なお、教育機関の修業年限は廃止すべきであると考える。（技官個人）

Ⅱ－３ （教育方法の改善の方向）

1. あまり賛成しがたい。教育工学的手法を過大評価することは誤りであろう。人間的な接触面を分離することは問題である。（学科）
2. 教育方法をどうするかということは、大学の自主的判断に任すべきである。（学科）
3. 視聴覚教育法：教育機器を研究して、多人数教育ができる授業には良い方法を採用し、主力を少人数教育に注ぐべきである。（学科）
4. 教育の本質を忘却。（教官グループ）
5. 少人数教育に対して期待が大きすぎるような気がする。多人数でも、小人数でも、勉学しようとする学生にとっては違いはないはずであるので、教育方法に入る前に、教育の環境の整備を行ない、知識の欲求意欲をおこさせる何らかの施策が必要であると思われる。（教官個人）
6. Ⅱ－２の５と同じ （技官個人）

Ⅱ－４ （高等教育の開放と資格認定制度の必要）

1. 大学における資格認定の廃止の方が、大学本来の姿にとってふさわしい形態である。（学科）
2. 全面的に賛成である。学問をしたいという者に対しては適時、その機会を提供することは大変よいことである。（教官個人）
3. 賛成 （技官個人）

Ⅱ－５ （教育組織と研究組織の機能的な分離）

1. 大学教育においては、研究と教育を分離することはできない。分離は、

大学教育の崩壊につながるものである。(学科)

2. 画一的なきめ方をしていないで、この点を強調すべきではないか。

(学科)

3.

a) 教育、研究の本質をよくわきまえた上でないと、この方法はむづかしい。それぞれの大学のもつ機能、性格に応じて分離したほうがよい大学と、分離してはいけない大学とがあるであろう。

b) 分離するのがよい場合、教育をもとにして組織化したほうがよいが、研究をもとにして組織化すべきかは大学によって千差万別であろう。

c) しかしながら、研究を主として組織化する場合には、時間講師的発想にならぬよう注意しないと、教育が無責任になる懸念がある。

d) 教育職と研究職との間に人事交流が盛んにできる制度が必要である。教育職が固定化すると、単なる知識の切売りになるおそれがある。

e) 学生数に見合うだけの適正な教官数が確保できるならば、研究と教育の一体化も可能となろう。(学科)

4. 研究所には研究者のポストだけをおき、教授、助教授は学部にも所属し、研究所には研究室のみをもつ。(学科)

5. 「教育と研究の機械的分離を主張」しているが、学生、修士、博士と深く専門を学ぶのであるが、それについて高度の教育と研究をParallelに行なっていく必要があると思う。(院生個人)

6. 教育組織と研究組織の機能的な分離を提唱しているが、機能的ということがはっきりしない。教育を行なう者は研究を絶えず行なえるようにすべきである。

なお、教員の職制について問題を提起していることは検討すべきである。(教官個人)

7. 学科講座制、研究所と学部との関連に対する適切な解決を見ないで、教育組織と研究組織の機能的分離の検討に進むのは問題であろう。(教

官グループ)

8. 教育組織と研究組織の分離の考え方は、学部としては多くの問題が生ずるものと思う。とくに若手教官においてしかりである。本職は教授の停年を引き下げ、残留を希望する者が、主として教育に専念するというようなやり方が実施可能な方法ではないかと思考する。ただし、教授としての本職は教育より研究に重点を置く嫌いがあつた点を卒直に反省するものである。(教官個人)
9. 教育組織と研究組織とを機能的に分離することは、原則としては賛成であるが、実際問題として完全にきれいに分離することは困難であると思う。そこで、現状からその理想形に至るまでには数種の段階が考えられる。その段階についてのもう少し具体的な案を出すべきではないか。(教官個人)
10. 教育とは知識を教えることと解釈すると、教育と研究とは分離した方が能率的のように思われる。しかし、本来の教育では知識を教えることは二次的なものであり(極端な表現をすると、本に書いてあることは教える必要がなく、参考書を指導するか、テキストを配布すればよい。)、能力を伸ばし創造力を助長することが本来の目的である。この意味での教育は、研究と分離することが困難であろう。

伝統的な職制は廃止し、研究主任または講座主任と研究員または教員(複数)とをおくべきではないか。給与の年功序列制は部分的改良で存続させることも可能と思われる。(技官個人)
11. 本案には助手の位置づけにつき一言触れているが、本職は本邦のみに見られるような助手制度の全面廃止を強く主張したい。(教官個人)
12. 高等教育機関の教育上の組織と研究上の組織の分離は問題がある。それは(Ⅱ-1の10)でも述べたように、一つの機関内の組織上の分離は現在の教養部と学部の関係の如く一つの有機体としての稼働が困難になる恐れが予想されるからであり、最後にはこの二つをも分離すべきで

あるといった議論が持ち上がるだろう。したがって、両者の分離は過渡的なものとしてしか存在し得ないものであり、高等教育機関においては、教育と研究を切り離して考えられないことを考えれば、両者の分離は好ましくない。たしかに現在の大学は高等教育機関（大学院）としての機能は充分はたしているものと考えられない。それはむしろ人的、物的増強ということで解決できるように思う。（教官個人）

Ⅱ－6 （大学院のあり方）

1. 大学院のあり方と関連して、付置研究所、共同利用研究所ならびに今後設置されるであろうと考えられる諸科学の基礎研究所群などとの関連の検討が重要である。（学科）
2.
 - a) 大学院の目的を博士号取得のためと定義するのは困る。大学院は学問を研究し、それによって研究者を育成する所ではないか。
 - b) 大学院を別な高等教育機関に併置するという方式でよいか。併置方式にすると、現状のように学部の附録的寄生物になってしまわないか。独立方式はなぜいけないのか。（学科）
3. 博士の資格は結果として与えられるものであるべきで、本報告のように目的と化しているような資格については、撤廃を考える必要がある。（学科）
4. 大学院コースの年限は必ずしも5年とせず、研究が十分に行なえることを主とすべきである。そうしないと未開拓の分野を開拓する冒険的研究ができず、成果も不十分になる。（学科）
5. 大学院設置の目的は博士号取得にあるのではない。（教官グループ）
6. 学位制度についての討議を十分になされないではこの項は論ぜられない。これは、大学院制度そのものの根本的問題である。（教官グループ）
7. 大学院に修士課程を省いた理由がよく判らない。現行の修士課程はそれなりに大きな意義をもっているので、博士および修士の学位としては

どうか。（教官個人）

8. 大学院は博士の学位を得ようとするものの研究修練のため云々との表現は、その由来する根本思想に本職としては抵抗を感じざるを得ない。

（教官個人）

9. 大学院における学位の獲得は副産物的なものと考えた方がよいのではなからうか。大学院修了者以外でも学位をとれるよう、また、大学院生でも学位と関係なく研究ができるようにしたい。（技官個人）

Ⅱ－７（高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化）

1. 「学長を中心とする中枢的管理機関に十分な指導性を発揮させることが重要である」としているが、この考え方がこれらが執行部という構想を意味するのであれば、これに対する学内者による審議機関を制度的に設けるべきであり、かつ執行部がチェックをうける必要がある。（学科）
2.
 - a) 適正規模については賛成で、巨大化を防ぐ手段を考えるべきである。
 - b) 高等教育機関を画一的な管理機構で一律に運営することは無理である。
 - c) 一体的、効率的運営を強調しすぎると、総合大学本来の使命をかえってそこなうことにならないか。
 - d) 管理機関に学外者を加えるのもよいが、その場合の check system を考えないととんでもない結果になるであろう。（学科）
3.
 - a) 大学は、本来合議制を原則とすべきであって、権力集中は避けるべきである。
 - b) これまで多くの大学においては合議制の枠が狭かったり、また、そのシステムに問題があつたりすることによって問題を大きくしたきらいがある。その点の改善が先決である。
 - c) もし、報告の形で実施するならば、学長のリコール権を認める必要

があらう。(学科)

4. 意味がない。(教室)

5. 3管理運営体制について、学外者を加えることは大学の自主性がそこなわれるおそれがある。(教官個人)

6. 高等教育機関の規模を案のとおりにすることは賛成であるが、その管理運営の合理化については疑問がある。中枢的な管理機関によるもの、学部、学科でできることを明確にし、また、学外の有識者を加えること、学生の声を聞くこと、の各項目を明確に設定すべきではないか。(教官個人)

7. 中枢的な管理機関という考えは、大学紛争に便乗したものではなかろうか。

大学紛争の大きな原因は、管理機構制度の不備にあるとは考えられない。フランクな意見・意志の交換不足、専門外の知識の不足、硬化した狭い常識が最大の原因と考えている。(技官個人)

Ⅱ-8 (教員の人事・処遇の改善)

1.

a) 人事交流、任用、温存防止についての考えかたは形式的な甘さがある。大学人当事者の自覚なしに形式的に制度化しても効果はあがらない。

b) 大学は50年先の社会を目標とする。何らかの形での評価は必要であるが、あまりにも短期間の業績だけで評価すると、長期的な研究が育たない。

c) 実験関係の研究者に任期制を適用すると研究が進まなくなるおそれがある。

d) 教員の教育面での能力や業績を正しく評価し、教育努力を奨励助長するような給与制度も必要であらう。

e) しかし、教育面での業績をどうやって評価するのか。下手をすれば

かえって教員の質が低下するだけである。（学科）

2. 身分保障と矛盾しない具体的可能な方法を検討する必要がある。（学科）

3.

- a) 「学外の専門家」についてはどういう人を専門家と呼ぶのか、また、その人を誰が選ぶのかが明らかでない。
- b) 不適格者の身分保障を考える必要がある。
- c) 「教員の教育的努力を助長する給与制度」とは何か。教員は研究と教育を行なうのをその使命としており、研究を行なっている教員と教育を中心に行なっている教員の差別をつけることになりはしないか。（学科）

4.

- a) わが国の現状も考慮して考えるべきである。
- b) 自分の保証といっても、他の多くの職場との交流転換は現在の社会情勢では容易ではない。（学科）

5. 教員の具体的評価に問題あり。（教官グループ）

6. 高等教育担当者にふさわしい、しかも公平な人事を行なうために、本項に基本的には賛成である。ただし、実施については、将来のみならず現在の全教官に対して適用されるべきであろう。（教官グループ）

7. 教育についてのマンネリ化をおそれる。ある一定期間教育に従事したら Sabbatical Time を持つことができるようにしてはどうか。

教員の業績評価に学外の専門家の参与を求めるのも、ある場合には必要かも知れないが、自己評価のできる余地も残してはどうか。教員の任期に限度を設けることは賛成である。（教官個人）

8.

- a) 業績の評価の問題は非常に困難ではないのか。もし正当にできるとすれば結構と思うが、本職はむしろ弊害の生ずるのを恐れるものであ

る。

- b) 教官の任期に制限を設けることには原則的に反対である。競争原理を大学にあてはめることは、本邦の現状から見て無理もはなはだしい。もしあるとすれば、教授にのみあてはめるべきであり、この点からも本職は教授の停年を少くとも一般会社なみに55才に一応すべきが至当と考える。(教官個人)

9. この業績評価法は、中教審の大学に対する理念が変革されたなら、現状より前進したものになり得ると考える。

教員の任期制は不可である。内部においては家族主義的な日本の企業が、個人間の競争を重視する米国の企業に優るとも劣らぬ実績を持っていることを考えるべきである。アジア的なものはヨーロッパ・アメリカ的なものにすべて劣るという固定した考え方は検討を要する。(教官個人)

Ⅱ－9 (国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向)

1.

- a) 現行の丸抱え方式の国立大学をすべてやめて、全部私立大学とし、内容力量に応じて国が充分の費用を出す方式とすべきである。

- b) (1)の方式は中央集権的になる危険がある。(2)の特別法人方式がよいと考える。(学科)

2. もっと別な形態を大学の自主性において考え得るし、そうすることが望ましい。(学科)

3. 「学外の有識者を加えた新しい管理機関方式」や「大学法人方式」は考えられる二つの考え方であるとしているが、これをおしつけてはよくない。(学科)

4. (1)の責任体制を確立するのは当然のことであるが、管理組織に抜本的改善を加えるための一案として、学外の有識者を含めた新しい管理機関について述べている。この管理機関の性格及び構成員の選定方法、本管

理機関の性格及び構成員の選定方法、本管理機関と教官との関連性等に検討すべき問題が多い。（教官グループ）

5. (2)の法人型式の方が望ましい。ただし、この場合の大学は、セクト的政府に対して責任をもつのではなく、社会に対して直接の責任をもつことになる。責任の査定は、社会を構成する各層の人々の意見によることとなろう。（技官個人）

Ⅱ－１０ （国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善）

1. 教育の国家管理の意図がうかがわれる。（学科）
2. 受益者負担なる言葉を使用していること自体、すでに非教育的である。（教官グループ）

3. 原則的に賛成である。

細かい点での制限、評価は重要である。（教官グループ）

4. あまり意見なし （学科）
5. 教育費を経済原則から見ることは適當ではない。教育についてはほぼ原案に賛成であるが、奨学金については現行以上の過保護政策には反対する。研究費のことに言及しない理由は何か。（教官個人）
6. 受益者負担・教育投資という考え方は問題があるが、ここでは仮りにそのまま認めたとすると、受益者は学生および企業である。企業の受益とは、高等教育を受けた人間を使用することによつて得られる利益、すなわち、大学の大衆化によつて、大学卒を割安な賃金で多量に採用できるために生ずる利益である。高度の技術・情報を使用する会社ほどより大きい利益を受け、この意味では、企業にとつても教育は投資である。したがって、学生・企業の両者が受益者としての負担をすべきものと考えらる。具体的には、大学（工専）卒採用者１人当りの負担金を国家（国立大）または教育機関（私立大）に支払うべきである。（技官個人）

Ⅱ－１１ （高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整）

1. 教育の国家管理につながる危険性をもっている。（学科）

2. 官僚的体制なれば、いかなる体制でも意味がない。(学科)
3. 長期の見通しに立った国の計画立案をする公的機関の性格、作り方等に、重要な問題が多く含まれる。(教官グループ)
4. 原案に賛成である。とくに長期の見通しに立った国の計画が必要である。(教官個人)
5. 私企業的私立大にとっては、国または公的機関の介入を避けるのが自由を原則とした現体制の常識である。しかし、教育を優先的に扱う場合は、10.のように会社から受益者負担金が支払われても、なおかつ倒産の危険がある私立大には、日銀が再建資金を融資すべきではないかと考える。(技官個人)
6. 国民全体の立場から計画をもつことの必要性は当然として、その計画をどの機関、関係者で策定するのか。(教官グループ)

Ⅱ-12 (学生の生活環境の改善充実)

1. 学寮を教育的目的の施設と考えることはよくない。現代の学生は安い生活の手段として以外に考えていない。これを昔の考えかたにもどすのはできない相談である。(学科)
2.
 - a) 寮は厚生施設としての意義は大きい。文部省で扱えないのなら、厚生省で考えるべきである。
 - b) 寮を一面的に学生運動の根拠地とする考えはおかしい。教育上必要な思想形成は、教官と学生、学生と学生の触れ合いの中からはなされるものであり、その意味から旧制高校では寮生活は学生の思想形成に大きな役割を果たしてきた。それらの積極面も評価すべきである。(学科)
3. 困難な問題である。(学科)
4. 学生の生活環境の改善充実として学寮だけをとり上げているが、むしろ比率的には少ない学生だけにスポットをあてた理由は判らない。勉学中の多数の学生のためのものを、少し具体的に考えるべきではないか。

(教官個人)

5. 学生の学寮における自治活動が、大学の管理方針と対立すると、なぜ教育的でなくなるのか理解できない。

対立が生じ問題が提起されることによって大学の改革が行なわれ、いま、大学は一步前進しようとしているのではなかろうか。矛盾の存在から意見の対立が生じ、その解決をめざして一步前進するというのが、学問・研究の常道ではなかったろうか。(技官個人)

Ⅱ－１３ (大学入学者選抜制度の改善の方向)

1.

a) この問題は初等中等教育の問題として考えるべきで、大学の問題としてのみ考えるべきでない。

b) 大学教育に対する研究が不足しているが、その研究の成果の上に立って考えるべきである。(学科)

2. 入試方法の改善が必要なことは勿論であるが、入学後の学生の態度およびその取扱いにも問題がある。例えば、入学時には広く門戸を開き、大学の過程のうち淘汰していく方法も考えられるが、わが国の現状では実施困難であり、全国的な規模で研究せねばならない。(学科)

3. 入試を行なう場合には入試問題については共通テストなどといった何らかの改善が必要である。(学科)

4. 原則的に賛成である。(教官グループ)

5. 共通テストは、現状においては無意味と思われる。大学入試の競争を高校内での競争に置き換えるだけでは改善にならないであろう。具体案としては、つぎのような方法も考えられる。

a) 大学入試問題を基礎知識テストの項目と能力テストの項目とに分類し、基礎知識以上の知識を必要とする入試問題の作成を禁止する。

b) 各種の大学の適性検査を入試１年以前の早期に何回か実施する。

c) サークル活動のレポートを参考資料とする(任意提出)。(技官個人)

○ 農 学 部

1. 全体を通じての問題点

「高等教育機関」とは何を意味しているのか明確でない。しかし一応「現存する大学に準ず」と考えると「中心的課題」内に挙げられている5項目の内容に抽象的には理解出来る点もあるが、その多くは大学人の心構えにより解決し得るものである。中間報告が「社会の要求・急激に変化する社会・大学の大衆化」への対応に性急な余り、大学の重要な使命である学術研究の面に一応の考慮を払いながらも大学の教育機関としての性格に余りにも重点を置き過ぎていることは理解し難い。また「閉鎖性の排除」「効率的な管理機構」「国全体としての計画的な援助・調整の必要性」については、文言上その意企は分るにしても如何なる視点・制度からなされるのか明らかでない点に極めて危惧すべきものがある。

2. 個々の点について

高等教育改革の基本構想に述べている6種の教育機関の必要性・性格について審議すべき余地はあるが、役割の異なる機関の存在は認められる。第1・5・6種の機関の性格が漠然としているが、いずれにしても大学教育の理念を明確にしそれに拠って再考する必要がある。特に大学院（博士課程）の在り方についての明白な姿が述べられていないことは審議の対象となし難い。

前記した大学教育の理念の明確化は「教育課程・教育方法の改善」を考慮する場合にもいえることである。

第2の5に述べている「教育組織と研究組織の機能的な分離」については、教育と研究を個別的に考えるならば、このような考えもあり得よう。しかし大学教官の研究態度・活動自体が極めて大きな教育効果を有することを想起すれば、自然科学の立場からは教育組織と研究組織とが一体であることが必要であり、中間案で例示されているような一機関内での機能的

分離には賛成し難い。しかし教官の資質・教育研究努力が重要である以上教官が学内外の批判から免れてよい理由はなく、批判に耐え得る努力が要求される。そのため審査制度もよいが、大学自治の由来を考え教官の選考・審査の組織・制度には慎重な考慮が必要である。

以上要するに「相当長期にわたる見通しに立って」今後の高等教育機関の在り方を考えるための基本構想として出された「中間報告」の内容には意図の不明確な点があり個々の提案に対して具体的意見を纏め難い面がある。

将来の改革を否定するものではないが、改革の基礎となるべき大学の理念につき大学人・社会人共に十分な審議を重ねることが先ず必要であるう。徒らに大学紛争・社会的要請に言をかりて策を急ぐ態度は取るべきではない。大学内において実施し得る改革については、積極的に反省努力すべきことは言を待たない。

○ 教養部教授会

この試案は（まえがき）、第1、高等教育改革の中心的な課題、第2、高等教育改革の基本構想から構成され、第1、第2はそれぞれ本文と〔説明〕から成立っている。第1では「複雑高度化」した社会の要請に対応するため高等教育に課せられた課題を述べ、第2においてそれらの課題を解決するための具体的方策を提示する形になっているので、それらに対応させてはじめてその意義を十分把握できるようになっているとともに、それぞれの〔説明〕は本文の提案理由と若干の重要な敷えんを示しているので、これまた併せ読むことによってのみ真意を理解できるよう構成されている点を注意すべきであるが、われわれは一応この試案に対する全般的見解を述べた上、第1、第2に分けてそれぞれ若干の所見を陳べることにする。

I. 全般的見解

1. この試案が社会の「複雑高度化」に対して大学が適切に対応できなくなった点を指摘し、その改革の具体的方向を提示しようとしたこと自体はわれわれも虚心に評価するにやぶさかではないとともに、今日までみずからの内部から自己改革をなしとげえなかった大学人の怠慢を深く自省する必要があるだろう。
2. しかしながら他面において大学側の非を追及するに急で、こんにちの事態を招いた根底には政府の経済政策、文教政策の貧困が直接、間接規定要因として働いていることに対する批判や反省を欠いているのは片手落ちのそしりをまぬがれない。
3. さらに、大学が国家社会に対して公共機関としての責任をもち、国民全体に寄与する社会的使命を担っていることは疑いないにしても、「社会的要請」がややもすれば高度経済成長下における産業界のレベルでのみ考えられ、「国民全体の立場」もひっきょう政府の視点に集約されるかのような印象を与えることは、大学における教育・研究の本質的機能であるより高い次元での歴史的社會への創造的、批判的寄与がこの報告では没却されているものといわざるをえない。
4. このことは大学問題を一面では学術研究体制の問題としつつも、これを今後の検討にゆずるとして、もっぱら「高等教育」体制という面からだけとらえていることと無関係ではないし、しかもその教育すらたんに職業的進路の分化に対応した実用的知識・技術の伝達という面に重点をおいているのは、大学教育の基本的理念である人間性の全体的開発に対する配慮を欠いているといわなければなるまい。今後ますます大学に対する職業的専門教育への要請が強まるとしても、なおかつ、柔軟で創造的な人材の養成は大学の使命としてのこるはずである。
5. この報告が重要事項として強調している管理運営の合理化・効率化については、すでに指摘しつくされたかの感のある今日の大学の前近代的

非能率性からいえば当然の提言かも知れないが、管理強化が大学にもたらすマイナス面に対する十分な配慮を欠き、とりわけ学外者の管理機構への参加が場合によっては大学の本質にとって致命的危険さえもちこむ可能性をふくむことについてはまったく無視しているといつてよい。

Ⅱ. 個々の事項に対する見解

A. 第1の諸項目について

(イ) 現在の大学は教育の大衆化への要請と学術研究の高度化への要請とに対して同時に応えることを要求されており、この報告がいままでややもすれば「教育不在」という悪評をうけがちだった大学を「高等教育」機関として位置づけ、大衆化状況に対応するためには教育・研究不可分の原則を機能分化のそれによって替えるべきことを説いていることは原則的には賛同できるが、さきに触れたように学術研究体制の問題と切離し、場合によっては研究の裏付けを要しないたんなる教育機関になりおわる部分を考えているとすれば、それはすでに「高等」教育機関でありうるかどうか疑問であり、大学を教育機関の系列の中に解消することには見逃しがたい危険を含んでいるといえよう。

(ロ) これからの大学教育が高度の専門性と同時に総合的能力と基礎的教養を培うものであるべきことには異論なく、これまでも専門教育と一般教育のバランスは一貫して理念としては維持されながら、一般教育が実質的には効果の面で定着しなかったことへの反省として「総合された専門的教養」といういささか理解しにくい表現にかえることによって、一般教育プロパーから専門をコアとして総合されるべき教養という一步退いた形でその理念の一部をからくも保留した苦慮も理解できないではない。しかしながら「将来の職業生活に必要な準備として」「多様な進路に応じた新しい教育課程を設計」することによってコース別にあてがわれたメニューを考えるとすれば、あまりにも卑小な職業教育になり終るおそれなしとしない。むしろ自己開発と選択の余地

をできるだけ拡大する方向でみずからの内発的要求に応じたカリキュラムを編成できる柔軟性をのこすべきであろう。それがスプーン・フエドではない一般教育を実質化する方法でもありうると思われる。

(イ) いわゆる「開かれた大学」なるものが、伝統的な「象牙の塔」の閉鎖的独善性を脱却するための制度工夫として唱えられていることはいうまでもないし、社会的存在としての大学が社会に対して開かれるべきこと自体を拒むことは頑迷以外のものではなかろう。しかしながらさきにも触れたように開くべき対象、応えるべき要請を具体的にどう考えるかこそ重要なのであって、いたずらに時の政策、当面の社会的需要に敏感に適應するのみではかえって長期にわたる歴史的使命を達成することができず、大学としての存在理由を失なう結果になるであろう。大学の望見する地平はときどきの政府・産業界等の展望するよりはるか遠いものでなければならないのである。

(ロ) 巨大化し、複雑化した大学が管理運営上支障を来たし、なんらかの形で合理化・効率化をはかり全学のまとまりを確保する必要のある段階にきていることは率直に認めるとともに、さらに今日における高等教育体系にふくまれているさまざまなひずみを解消し、全体としてのバランスがえられるよう何らかの調整・援助の必要があることも事実であるとおもう。しかしながらここで「国民全体の立場」に立った国の合理的計画にもとづく、集権化された大学管理機構を通しての管理強化の方向に内在する危険——ときには大学の存在理由を抹殺するおそれのある——をいかにして排除するかの方策を提示しない楽観論はわれわれに対して説得力をもつわけにはいかない。

B. 第2の諸項目について

(イ) 「高等教育機関」の多様化は現行四年制大学の画一化の弊害を除去するため、従来の短期大学および高等専門学校を加えた全高等教育体系の目的別再編を意図したもので、大学の社会的機能の多面性に対応

するため、現行の形式的画一性にもかかわらず実質的に存在する格差および社会的評価の相違をそのままふまえたもつとも安易な方策といわざるをえない。われわれとても大学の教育機能の分化に対処する具体的方法を示す必要のあることには異議をさしはさむものではないが、すでに述べたとおり学術研究体制との関連が捨象されているので明瞭を欠くが、これら諸種の高等教育機関のなかには研究・教育機関であることを拒まれる部分が生じそうであり、もし種別化がそのまま研究条件等の格差づけの合理的根拠として利用されるとするならば、大学間の格差は今日より一層増幅されるだろうことは確実に予想できる。さらに現行の総合大学をいかに位置づけるかについては、いくつかの適正規模の目的別大学に分離再編するのか、それらの連合体とするのか、あるいはその他の形を考えるのか明瞭を欠いてイメージを描きにくい。少なくとも総合大学であることの利点を活かす方向はここでは考えられていないといつてよい。

- (ロ) 教育課程の再編と教育方法の改革および高等教育の開放についての提言はこの報告の基本的思考様式をもつとも端的に示した部分であり、大学教育の効率化・実用化のみに重点をおいた提案はわれわれとして受容れがたい。もとより教育施設の充実による教育効果の拡大、その効率化自体には異論を唱えるものではないし、教育工学的方法をいたずらに拒否するものではないが、ただ「精選された内容」を効率的に伝達し、少人数授業すら「講義内容の消化と実際的应用能力の増進」のためにのみ行なうものとするならば、その内容自体が将来の職業的進路に応じた実用的知識・技能を主とするものと考えられていることとあいまって大学教育の卑小化以外のものではないであろう。大学がある意味できわめてぜいたくな教育であり、少人数教育を骨格とするのは自律的・創造的・批判的主体としての人間同士の相互影響関係を不可欠の要因とするからなのであって、ここに述べられている発想は

人間の教育をブイラーの飼育と同視しているかのような印象を拭いがたい。

外国語教育が実際的能力の育成を重要部分として含むことはもとよりであるし、この面での欠陥はむしろ中・高等教育を通じて顕著であり、改善のもつとも急を要する面であることは明らかであるが、語学研修施設なるものが外国語教師の所属すべき別個の組織と考えられているとすれば問題である。また能力検定を大学の任務とするのは「高等」教育機関としても適切とはいえない。このことは大学を再教育機関として開放するというそれ自体は是認できる理念にもかかわらず、個別的単位が集積し一定の基準に達したものに対して資格を授与するという資格認定制度の構想の根底にあるものと通じるもので、「知識の切売り」、「肩書」偏重の気風を一層助長するおそれがないとはいえない。

さらに体育については課外活動としての面を重視し、これに対する指導の強化を考えているように見えるが、課外活動は本来学生の自主性に委ねるべきもので、原則として教師の関与すべきものではない。

- (イ) 教育と研究とが大学においては不可分の関係にあるといわれてきたのは、大学における教育は研究者であるものによつてのみ担当されうることであつて、教師個々人が機能上分化した教育組織と研究組織とに時と処とに応じて異なつた資格で参加することと必ずしも矛盾するものではないことからすればこの項の主旨は理解できないではないが、いままでの教育機能軽視への批判から逆に研究軽視への傾斜が強くなりすぎた感は否みがたぐ、とくに「教育と研究の機能の調和」が高等教育機関の種類によつては保持しがたいのではないかとおそれる。伝統的職制区分を再検討すべきだとする提言は賛成であり、それが合理的組織編成の重要な一項目であることはまちがいない。

- (ロ) 大学の規模と管理運営体制の合理化については、適正規模の発想を

示すとともに、にもかかわらず事実上必然的傾向としての巨大化を不可避のものとみてか学長を中心とする中枢的な管理機関への権限集中の要を説き、さらに管理機構の重要部分に「学外有識者」を加えることを主要な提案としているが、今までの割拠主義の弊はおおうべくもないにしても、逆に集権体制によって「効率化」され、調整が円滑に行なわれうるか否かは疑問といわなければならないし、その起りうる弊害についての用意を欠き、他の組織体の管理体制を単純に適用しうると考えている点賛同しがたい。学外者の参加についても理念としては拒むつもりはないし、真に大学の教育研究に対する見識をもった有能な管理者が得られたならば、社会と大学の媒介者としてむしろ歓迎すべきかも知れないが、他面において政治的・経済的利害を短絡的に学内に持込む役割のみを果たすことになった場合大学は致命的傷害を受けることになるであろう。

(4) 設置者との関係を明確にするとともに管理運営の責任体制を確立するための抜本的改善策として提案されている二つの方向のうち学外「有識者」を加えた新しい管理機関の設置に伴ないうる問題点は前項で述べたが、他の「公的な性格をもつ特別な法人」の形態は今日大学のかかえている財政上の自主権の欠如という難点を解決できる可能性も考えられ検討に価するといえようが、「公費を支出する側は、その法人としての大学がそれに価するかどうかを自主的に判断する立場を保留する」ものであるかぎり、国や地方公共団体の、大学の本質に照らして望ましくない方向での介入のおそれは多分に存在するといわざるをえず、ここでも設置者の「自主的判断」が目先の政治的・経済的利害から自由である保障はないというべきである。

○ 金属材料研究所長

この問題は非常に重要なものであるから、広い範囲で日月をかけて検討せねばならない。今日早急な答を正式に提出することは不可能である。

特に本所ではこの問題と密接に関係する「研究体制の検討」「所の運営方法改善に関する検討」「産学協同その他大学問題に関する検討」等につき夫々委員会をもちつづけてきている。即ち独自の改革をめざしている。本中教審の試案はわれわれの参考にすべきものであるが、この線に沿って改革案をふりかざされることは好ましくない。

なお、以下の意見は本来は所内の上記の各種の委員会や多数の構成員の検討を経るべきものであるが、上にのべたようにこのためには日月をかけねばならない。よってこゝにはほんの少数の者の、又改革全体ではなく、この構想試案にのせられた項目の若干についてのみ意見を述べる。当方の「大学改革案」ではない。

1) 第1の1

教育と研究の可分、不可分の問題について

学術の第一線に立つ研究者として、日頃深奥な学術文化の開拓推進の職務と、現在の学部程度の教育の職務との並立の困難を痛感する。併し、これは学問分野の種類や深度によるものであつて、これに対する策としては一律のものであつてはならない。⁽¹⁾

2) 第1の3、第2の6

組織編制の合理化と管理機能の確立化

この必要性はみとめるが、これは教育研究者と管理者とをきっぱり分離することを意味してはならない。特に管理者或は管理機構が教育研究の立場をとらず、実業的立場をとったり、近視眼的志向の入るような余地を残すことは厳に戒めねばならない。

3) 第1の4と5

開かれた大学

学問の研究は本来他との交流があつてはじめて進展するものであるから、特に他大学、他研究機関への交流開放は必須であり、⁽²⁾そのための制度は立てられるべきである。大学以外の社会或は機関に対しても学問や問題意識等の交流のためにも開かれるべきであるが、この場合そのために自主性を失つたり、速効的、近視眼的志向や計画が入りこんだり、更にはこれが優越するような危険を来すことはあつてはならない。

(1) 本試案では大学の教育的面からの検討を強くされているが、大学が学術推進と将来の文化の方向を求める場所としての検討を深くする必要がある。

(2) 本案に云うところの多種の大学の考えをそのまま是認するものではないが、それぞれの理念を更に検討し、それら相互間の交流(人事をも含めて)を考慮すべきである。

4) 第2の6

大学院のあり方

現在の制度と異なり、大学院は“博士”養成の程度であることには賛成である(“修士”を含まないこと⁽³⁾)。この程度の大学院と附置研究所、或は共同利用研究所は最高の学問の推進及びこれを担うべき研究者の養成という使命達成のために一体となるべきである。但し、研究所は本来それぞれ特定の分野で学問を深く鋭く推進する役目をになっている。その意味で一般の大学院を完全に融合する点については慎重な検討を要する。

(3) 修士コースをも含めよとの意見もある。

以 上

○ 農学研究所

A 一般的意見

本報告には次の三つの点が基本線として存在しているので、基本的には反対である。

1. 財界の要請に対応しすぎている
2. 管理の強化
3. 差別の拡大のおそれ

国民は教育を受ける権利があり、教育とは各人が自己を高めようとする努力を援助するために存在すべきである。

B 各項目についての意見

第1. 高等教育改革の中心的な課題

第2. 高等教育改革の基本構想

1. 高等教育機関の目的、性格の多様化

画一化を排し多様化することには賛成であるが、6種の機関のなかで画一化がおこなわれないようにすることが必要であり、管理運営の民主化はどの機関においても必要である。

現在の日本の大学人、社会の間にある差別感の強いことを考えると、この6種の機関がそのまま差別化コースを強めることに役立つにすぎない危険がある。多様化のためには大学の自主的な検討にもとづく多様化が必要である。

2. 教育課程の改善の方向

一般教育教員を専門課程に組入れる際に差別をしない配慮が必要である。

3. 教育方法の改善の方向

教員の余力が研究にむけられるように配慮することが必要である。

4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要

5. 教育組織と研究組織の機能的な分離

6. 教育組織と研究組織の機械的分離には反対である。個人としての教員はつねに教育と研究の両面の活動が保証されねばならぬ。

7. 大学院のありかた

もっと根本的な検討が必要である。

8. 高等教育機関の規模と管理体制の合理化

提案の如き学外者を入れた中枢的な管理組織は研究、思想、学問の自由、大学の自治とは相いれないものである。

大学の管理は研究、教育と切り離すべきではない。教職員学生の管理への参加を原則として認め、そのうえで運営方法を能率化すべきである。

大学の巨大化には反対であり、あまりに大きくなりすぎた学部、研究所は独立すべきである。

9. 教員の人事、処遇の問題

管理組織と大きな関係があり、研究、学問、思想の自由が保証されるような具体策が前提として必要である。

10. 国公立大学設置形態に関する問題の解決の方向

大学の責任は設置者に対して持つのではなく、国民に対して持つのである。

大学を行政機関の一種とする考えには反対であるが、法人がよいか否かは管理方式、財政方式との関連が極めて大きい。英国の U. G. C (University Grant Committee) の如きもので財政が運営できるならば法人化の方向が良い。

11. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

財政援助はやり方によつては管理を支配することができ、管理機構の運営と最も大きい関係がある。

U. G. C の如き組織を確立し、国民総生産の何%かをそれにまわし、

運営を委任すべきである。また寄付金などもU. G. Oに入れて運営すべきである。

奨学金は大幅に増加し、教育の機械均等をはかるべきである。

12. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整

計画的な調整は必要であろうが、その任務は学術会議のような機関にまかせることが必要である。

13. 学生の生活環境の改善充実

学寮その他は厚生施設として必要なものであって、教育的な目的をおわすべきではない。

厚生施設はもっと充実する必要がある。

14. 大学入学者選抜制度の改善の方向

テスト、内申の改善に関する提案の如き改善方法は意味がない。

大学間の格差、差別をなくするような財政的その他の努力をすることが先決である。

○ 選鉱製錬研究所教授懇談会

選鉱製錬研究所の教授会は大学改革について目下検討中であるが、未だ結論に達しないので、以下は本試案については選鉱製錬研究所内の検討グループの検討結果を主として取りまとめたものである。

高等教育のあり方は我国の将来を左右する重要な問題で、国民全体の意見を反映しなければならない。しかし最終的な取りまとめは本来政府などから独立した機関によるべきものとする。現在の大学には改革を要すると思われる幾多の問題のあることは事実であり、今回提示された試案はこれらの問題点を現象的に指摘し、これを改革しようとする点では意義あるものと考えられる。

しかし現在の中教審は行政的な性格が強く、その審議結果は教育の中立と

いう点から問題と感じられる。したがって今後の論議は高等教育に現に責任を負っている各大学が、自主的に進めつつある改革の意見を十分反映させうる機関で進めるべきであろう。

本試案は全体として官僚統制的な色彩と産業界などの要請に密着した姿勢がみられ、自由な精神をもつ、創造的な人材を育成する、本来の大学教育の理念が軽視されているように思われる。

また、大学の管理、運営については公共企業体と同様な観点から、その合理化、効率化に重点がおかれ、大学の特異な組織体としての性格が認識されていない感が強い。

以下本試案の逐条審議過程において問題として指摘された二、三の点について述べれば

第1の1項については人間能力の早期育成のため、学校教育の期間を短縮し、必要により再教育をする体制を強調しているが、運用によっては産業界などの要請に密着しすぎ、弊害を惹起するおそれもある。

また研究と教育を不可分としてきた大学の伝統的考え方を軽視している点は、大学の根本理念に照らして問題であろう。

第1の3項については現在の大学の問題点については大学側も深く反省しなければならぬが、その起因としては既設大学の定員増、安易な大学の設置によって急増する大学進学者を処理してきた文教政策も見逃すことはできない。大学の巨大化に伴う諸々の問題点は単に管理体制の強化のみでは解決できないであろう。

第1の5項について「国民全体の立場……………」の記載における「国民全体」の内容が不明確であり、その内容如何では後尾記載の「望ましい方向へ誘導し、助成する国の役割……………」は教育の中立の観点から問題となるであろう。

○ 抗酸菌病研究所

中教審の「高等教育改革の基本構想試案」に対して原則的には賛成である。

すなわち高等教育課程の多様化、同教育内容の「一般」および「専門」のそれを通じての一貫化、高等教育機関における管理運営の効率化、および規模の適正化、大学の閉鎖的独善性の排除、高等教育機関の自発性の尊重と計画的な国の援助、調整等中心的課題として打出した問題点は、正しく従来大学が当面して未だ解決していない課題を捉えたものとして評価する。

また、第1の「中心的課題」をベースとした第2の「基本構想」についても概ね妥当なものも多いが、各項目の中には極めて具体性を帯びたものから抽象的で真意が不明確な箇所もある。

更にこれを仔細にみると、次に挙げるような相当問題となる点が見られる。
たとえば

1. に関して本学のような総合大学は「高等教育機関の多様化」としてではなく、同一教育機関における教育課程の多様化として受けとめたい。

2. の「教育課程の改善」における「一般教育」においても「専門教育」においてもまた3. における改善された教育方法においても、すべて教育内容の修得のみならず、個々の教育課程の修得を通じての人間形成が最も尊重されなければならない。このことは最後の12. における「学寮」の問題に関しても妥当することであり、教師と学生および学生相互間の切磋琢磨を通じての人間形成が欠けた場合の学校教育は無意味であり、このことが現在の大学教育で最も問われていることではあるまいか。

6. の「大学院のあり方」の中で「大学院または学部の教育・研究活動の補助者」という表現があるが、それは具体的には何を指しているのか。現行の「助手」の如きものか。

7. の「高等教育機関の管理運営」に関して、「学長を中心とする中枢的な管理機関にじゅうぶんな指導性を発揮させる」とあるが、「指導性」とは具体

的には何を指すのか不明で、機関構成員の意志とかけ距れた指導性に陥る危険性が十分考えられる。

9.の「国・公立大学の設置形態」に関する項では、真に大学が自治の権利を行使し、その責任をとるためには、現行の如く、国立大学の設置者が文部省であり、教官の身分が国家公務員であることは適当でないのではないかと考えられるし、また予算の執行上も行政官庁として厳密な会計法上の制約を受けることは大学本来の教育と研究にとって不都合な点が多い。従って「現行の体制のままでは根本問題は少しも解決されない」ので、何らかの現行設置形態の変更が必要である。しかし、この項の(1)、(2)に述べられている形態が適当であるかどうかは、なお慎重な検討が必要である。

10.の「国の財政援助方式……」の項において現在国・公立大学と私立大学とであまりにも、授業料その他の点において学生負担の格差が大きく、この点教育の機会均等の精神より由々しき事態と言わなければならない。そのためには同項「説明」文中にもあるように、授業料等は国公立を通じて平準化すると共に国家的な奨学制度の大幅な整備確立、更には授業料免除措置等の拡充が早急に実施されなければならない。また高等教育機関に国以外の一般社会からも大幅な資金的援助を得られる免税措置等の途が開かれることが望ましく、またこの場合一般に援助者の利益に結びつくような条件を附さない考慮も必要であろう。

11.「高等教育の整備拡充に関する国の計画的な調整」に関して、従来文部省は、高等教育機関の整備拡充に関しては長期的展望を欠き、私立機関に関しては「設置基準」を形式的に満足すればその設立を許可したり、国立機関に関しては各機関の新設、拡充の申請の概算要求と社会的要請の度を勘案しつつ、小出しに拡充を行なつて来たに過ぎない。それで、本文で言われるように限られた国家財源で援助効果を最大限に発揮するためには高等教育整備拡充に対する長期計画が是非とも必要である。

12.「学生の生活環境……」の項では現状の学寮に関して中教審はこれを放

棄した形をとっているが、このことも大学自治の責任においてより明確にされなければならない。

学寮が従来果して来た機能を二分して、一方に学生会館ないし学生センター的な施設を整備しようとする「説明」の主旨が見られるが、これとても大学の自治の責任を明確にしない限り、同じ過ちを繰返すことになるのではあるまいか。

13. の「大学入学選抜制度の改善」に関しては主旨として賛成であるが、その中で(2)の高等学校間の評価水準の格差を是正するための共通テストの適正なものを高校および大学当局も参加して制度を確立するとともに、各大学がこれを尊重する姿勢が必要である。

○ 科学計測研究所

慎重に検討すべき問題であり、今にわかに結論的な意見をのべることは出来ないが、以下の如き総括的な見解を得た。

個々の点については必らずしも反対でないところもあるが、全般的に見て国大協の第2研究部会の「全体としての問題点」に述べられている意見に近い考えをもつ。すなわち、中教審案では大学の使命として、特に産業界に必要な人間の養成に重点がおかれており、職業教育的要素をきわめて重視している印象をうける。したがって、試案では在来の研究と教育の場としての大学の概念が、軽視されている点に問題があると思われる。在来の大学の短所のみならず、長所についても十分な検討を行なったうえ、立案することをのぞみたい。

○ 高速力学研究所

第1 「高等教育改革の中心的な課題」について

21

中間報告に述べられているいわゆる「中間的課題」について充分考慮されるべき問題点として、次の三点を前言として述べる。

- (1) 改革の方針の中に学問の水準の向上に対する配慮が少ないように見える。

この問題を見逃して高等教育を論ずることは誤りであろう。

- (2) 高等教育就中従来の大学に相当する教育を論じるにあたっては、研究の面を論じる必要があると思われるが、中間報告では研究の面にはほとんどふれていない。教育と研究の相関関係を明確にした上で、教育組織について論ずべきである。

- (3) 学問としての教育および研究は何人によってもコントロールされるべきでない。従って、通常の場合に国家が直接的にあるいは財政面を通して高等教育機関の教育および研究をコントロールすべきではないと思われる。

第2 「高等教育改革の基本構想」について

1. (高等教育機関の目的・性格の多様化)

(2)、(5)、および(6)、特に(6)の高等教育研究機関の具体性に欠けており、研究と教育の関係が不明である。

2.3 (教育課程および方法の改善の方向)

現在の大学教員数と学生数との比率は、約1:18であり、この過大な比重が大学問題の大きな要因になっていることを考えれば、教育工学的手法の採用あるいは、教育補助職員の大巾な充実は実現されるべきであろう。従って、これらに必要な財政的裏付けを切望する。ただし、補助職員の役割を明確にすべきであろう。

4. (高等教育の開放と資格認定制度の必要)

学年制ではなく、単位修得制とすることには賛成であるが、夏期や夜間のスクーリング等の教育には教官組織の充実が前提条件となる。

5. (教育組織と研究組織の機能的な分離)

教育組織と研究組織の機能的な分離は必要であると思われるが、教員が研究組織と教育組織とにいかに関与するかが問題である。従って、このよ

うな案の提案者である中教審は、教員組織、研究組織、および教育組織とその相互の関係について、具体的な草案を示したうえでこの問題を論ずべきであろう。また、助手の位置づけを明らかにする必要があると思われる。

6. (大学院のあり方)

学術研究および教育を行なう機関として定義された唯一の高等教育機関である第6種の大学院は、わが国の学術研究の中心であると考えられるから、この機関には専任の教官、設備等の組織を置くべきである。また、中教審答申のいう大学院と大学院大学との関係が明らかでないが、現在の修士課程は(2)あるいは(5)の高等教育機関によって高級職業人の養成機関とすべきであって、そのような修士課程を大学院とすることは好ましくないと考えられる。

7.~11. (管理、人事、設置形態、財政、整備充実等に関して)

研究および教育は、その時代の政治あるいは社会環境に直接左右されるべきではないはずである。従って、例えば大学協会の如き機関(構成は大学人および学外の有識者を委員として、独立した専属の運営組織を持つ)を設け、教育に関する長期的な計画、教育組織の改善、教官の業績評価、処遇の改善等と同時に研究行政に関する事項を取扱い得る機能を持たせるべきであるとする方法もあるが、その方法についてはなお検討を要する。

12. 13. (学生の生活環境、入学者選抜制度について)

厚生施設の改善は必要であり、その管理運営は大学以外の何らかの公的機関が行なう方途もあると思われる。

○ 電気通信研究所教授会

本学においては、過去における大学のあり方に対する反省のもとに昭和40年以来改革のための努力を進めてきている。

さらに一昨年来のいわゆる大学紛争により、全国の大学人は学問と教育の

あり方および大学の制度について、改革の必要を痛感し、改革への道を歩んでいる。この時にあたって、中央教育審議会の基本構想試案の中間報告が公表されたのである。この中間報告は、現在までの大学のあり方に対する批判に基づいているものであるという見方もできる。

しかし、改革を進めつつある我々の考え方と、本試案に示された基本構想とは、残念乍ら一致するものではない。

したがって、我々はこの基本構想をそのまま認めるわけには行かないのである。

高等教育としては今日の社会に直ちに役立つような人材の供給を主眼とするものも必要であるが、高等教育機関のすべてがそのような方向に進んだのでは、次代の社会と学問があるべき姿で発展することを期待することはできない。したがって、現在の社会に直ちに役立つ人材を養成することばかりを目的とはせず、次代の社会と学問の発展に貢献するような人材の教育と研究の遂行が同時に行なわれるような大学も必要である。最近の我々の努力も、そのような方向に進められてきた。しかし、本試案には、そのような形の大学像というものはいかがわれない。本試案は、最近の大学紛争などに見られるような表面的現象に目を奪われ最も重要な次の時代のための教育と研究に対する配慮に欠けるところがあると考えられる。

またそのような次の時代のための大学においては、教育と研究とは分離して行なわれるべきものではない。自ら研究にたずさわっている者による教育でなければ、次の時代としてあるべき姿の社会に貢献し、未来を開く研究を推進する人物を作り出すことは困難である。それにもかかわらず、本試案では、この点は全く無視されている。また本試案では全般的に、管理方式に重点がおかれている。大学の現状にはたしかに管理機能に問題が無いわけではない。しかし管理方式のみを如何に改めても、教育のための予算の裏付け、および教育者の質の向上と数の増加なくしては、真にあるべき高等教育の実現は不可能と断ぜざるを得ない。

我々は、管理方式の改変よりはむしろ、教育者の質の向上と教育環境の改善のための改革をこそ行なうべきであると考えている。

以下中間報告に示された基本構想に対し、逐条問題点を指摘し、高等教育と研究に直接たずさわっている我々の意見を述べ、高等教育の改革に関する委員会の討議の参考に供したいと考えるものである。

第二 高等教育改革の基本構想について

1. (高等教育機関の目的、性格の多様化)

ここに示されたように高等教育機関を6種類に区分した上での提案では、学問の発展のためというよりは、むしろ、現実社会とのつながりという点に重点がおかれているように思われる。特に大学院に相当する第5種および第6種の教育機関を専門教育を主とする大学におき、総合大学と切りはなしていることは、学問の普遍性を否定するもので、賛成できない。総合大学は将来の社会と学問の進歩のために高度なものとするべきであって、職業的教育を目的とする専門教育機関の増強が必要という産業界の声が大きいからといって総合大学の重要性を忘れてはならない。職業教育を重視したこの6種の機関で高等教育機関の真の目的が達せられるとは考えられない。各教育機関の持ち味を生かした多様なあり方が許されるべきである。

2. (教育課程の改善の方向)

一般教育科目をそれぞれの教育課題の中に含めて実現をはかるのはよいが、それが、専門教育に必要な範囲に限定されてはならない。具体的には、幅のあるカリキュラムを作り履習になるべく自主的選択が許されるようにすべきである。従来の教養課程には問題があることを否定するものではないが、現在各大学でその改革を自主的に行ないつつある状態であるから、それにまかせるのがよいと考える。

3. (教育方法の改善の方向)

教育工学的方法は、職業的技術者の養成や、語学教育などには有効かも

知れないが、本来の教育には、学問的実践が生々しく伝わる方法をとるべきである。教育予算の貧困という問題をこのような形で解決するべきではなく、教育予算を実質的に増加し、教官の質の向上と数の増加をはかるような施策をこそ講ずるべきである。特に、教育工学的方法の採用によって、教育が画一化されることは避けなければならない。

4. (高等教育の開放と資格認定制度の必要)

社会人が再教育される機会を作ることは望ましい。ただしその場合も、社会に対して開かれた大学は、職業上の要求に応えるばかりでなく、学問の場としての姿勢を崩さないものでなければならない。

高等教育においては、単なる知識の教授にとどまらず指導する教員の人格に触れる所に教育効果があると考えられるので、この点の配慮が必要である。特に、放送大学の構想については、この点から考えて大学と言えるかどうか疑問である。しかし、社会人の希望に応える再教育機関の実現方法について、働きながら学ぶことのできるような具体的な工夫は尊重されるべきである。

5. (教育組織と研究組織の機能的な分離)

ある種の高等教育機関では研究組織と教育組織を分離することが望ましいかもしれないが、すべての大学をそうしたのでは学問の進歩の道はふさがれる。たとえば大学院博士課程での高度の教育は、研究を通してしか行なえないのであって、教育と研究とを相容れないものとするような議論は、学部教育においてさえも教育の本質を離れ、質の低下に直結するものと主張せざるを得ない。

学問の本質ということを考えれば、教育と研究とは一体となるべきものであって、これが分離して考えられるのは、高等教育とは言い得ない技能者教育の場合にすぎない。真の高等教育においては、教育者は少なくとも研究者でなくてはならない。

しかし、このことは、現存する大学という名を冠するすべての教育機関

について画一的に主張するのではなく、ある場合には、教育組織と研究組織とを分離する必要があることを否定するものではない。その場合でも、教育組織と研究組織との相互の交流は、教育の向上のために必要である。

6. (大学院のあり方)

第6種の高等教育機関(大学院)を第2種(特定の専門的な職業に従事するための資格または能力を得ようとする場合)の教育機関と第5種(現行の大学院修士課程の水準に相当)の教育機関のみに置くことには反対である。

我々は、現行の大学院の改革については、次のような大学院の構想をもっていて、これが実現されることを強く要望するものである。すなわち現在、博士課程をもつような教官、設備ともに特に優れた既設大学を強化して大学院大学とする。この大学院大学は、博士課程を主として構成し、必要により修士課程および学士課程をおく。移行措置としては、学士課程を縮小して大学院を充実して行く。学生は他大学の学部および修士課程卒業生を多数入学させる。大学の編成としては、従来の総合大学の教養部、学部および付置研究所を廃止して、研究科に統合する。この大学院大学では大学院教育の目的を十分に達成し得るように専門科目と教養科目の均衡を図り、またそれぞれの研究科の別に応じ、その特色をもたせる。ここでは高度の教育は主に研究を通じて行なわれる。

以上のような大学院大学の構想を本研究所はB案として提案している。この他に、既設の大学にとらわれない新設大学院の構想をA案として提案している。これは組織としては、全国に唯一であるが、国内数ヶ所にキャンパスを置くもので、国際的レベルの専任教授と多数の客員教授が研究教育にあたる。本研究所の以上のような大学院大学の構想の詳細は別紙として添付する。

7. (高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化)

すべての高等教育機関が、あらゆる専門分野をもとうとして、いたずら

に巨大化することには問題があるが、学問上の必要および教育、研究上の必要から比較的少数個の特別な大学が巨大化していることを、全面的に否定することは必ずしも合理的ではない。したがって、本項において高等教育機関の種類を問わず、小さな規模のものに分割するべきであるというように取れる表現がしてあることには反対である。大学の規模は、その大学において行なわれている学問の内容に基づいて決定されるべきものであって、単に管理運営に便利な規模にするのがよいというものではない。

高等教育機関の管理運営が自主的・自律的に行なわれるようにすべきであるということは当然であるが、そのために中樞的な管理機関を作つて、それに大きな力をもたせたのでは、真に自由な学問の発達という大学の本来もっている最も重要な目的が害なわれる危険性が大きい。

過去における大学紛争のような、一時的な混乱を防ごうということのみを意を注ぎ、大学の真の使命の達成を妨げるようなことには反対せざるを得ない。

特に、大学の管理運営のためには、大学人は広く学外者の意見を取り入れ、大学内の各人の認識と判断に基づいて行動するべきであるが、学問の内容に関する外部からの干渉は絶体に避けるべきであつて、そのために、如何なる形であらうとも、学外者を大学内の管理運営の組織に加えることはできない。学外者の意見を取り入れるために大学人は常に謙虚でなければならないことと、これは相反するものではない。

8. (教員の人事・処遇の改善)

人事の閉鎖性から教育研究活動の停滞が生じることを防止することは必要であるが、それは任期を設けたり、同じ学校の出身者の数を制限したりすることだけでは防止できるものではない。今までの大学では、特に教授の地位の安定による弊害が大きいとして、社会から強い批判を受けている。その弊害は是非改めなければならないことではあるが、それだからといって、比較的短い任期を設けることによっておきる地位の不安定に基づく

弊害にも、また、無関心ではあり得ない。これは米国ではすでに重視されていることである。また教員の選考や業績評価に学外の専門家の意見が強く反映されるようなことになれば、選考と評価の結果は、必ずしも学問の研究と教育に基づくものばかりとはならず思想や政治的信条の影響が加わるおそれが生じる。このような事態になることは絶対に避けるべきである。

優秀な人材を吸収し、併せて人事の交流を活潑にするためには、何よりも、十分な予算的措置が必要である。多くの労力と年数をかけて建設した研究の場を離れて新たな機関に移った場合、現状では、過去に建設した物的環境を利用することが困難になる許りでなく、新たな機関で、必要な研究設備と補助員を直ちに獲得することは、ほとんど不可能であり、長年に亘る研究の停滞と、それに伴う外部からの評価の低下は免がれないものとなろう。質の高い教育者を得るためには、本項に述べてあるように、教育的努力を助長するような給与制度とする許りでなく、研究継続のための便宜という面でも十分な配慮がなされなければならない。また任期を定める場合に、任期が短かすぎるのでは、上記と同様の理由で、教育機関全体から優秀な人材を失なうことになる危険性がある。

9. (国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向)

本項のような考え方は、高等教育機関、なかんずく大学が今日の社会のためよりはむしろ次の時代の社会のための学問と教育を目的としているという、前文の所論からすれば、大きな誤りであるといえる。もちろん現在の日本で大学という名のついているすべての教育機関が、本来の大学たるにふさわしいものであるとは限らないし、また今後さらに増加する傾向にあるこの種の教育機関のすべてが次の時代のためにのみ存在するとは言えないのは、当然である。本試案に提案されている6種の高等教育機関のうちの一部においては、たしかに本項のような管理運営体制のもとに、今日の社会に役立つ人材の養成を行なわせてもよいかもしれない。しかし、すべての高等教育機関の管理運営がこのように強力な統制の下におかれるよ

うになれば、真の学問の発達は阻害されるおそれがあり、次の時代の社会のためには由々しい問題である。設置者たる国は、大学に対する期待を、性急に、今すぐに役立つものとして持つべきではない。大学それぞれにそれにふさわしい人材が教員として集まるような施策を講じ、それに、自律性と自己責任をまかせるべきである。決して一時的な紛争対策などで百年の計を誤ることがあってはならない。

10. (国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善)

真の意味での高等教育機関といえるような私立大学に対する国の援助は当然のことである。ただし、これを通じて国が大学を統制することがないような制度としなければならない。

一般社会からの援助は、それによって大学の自主性を害なわないようにすることが必要である。

11. (高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整)

本項の所論のように、高等教育の整備充実に関する国の計画を立案し、その実現を推進する公的な新しい体制を確立することは必要である。現在までは、そのような体制が確立されていなかったため、大学というに値しないような大学が続出し、大学というもののあるべき姿を社会人一般に誤って認識させる結果にもなっている。

しかし、このような新しい体制はややもすれば、時の政府や実業界に利用されて、百年の計を誤まるおそれがあるから、その組織と運用については十分な注意が必要である。また、このような制度によって国民的利益の名のもとに誘導され、指導されるものは、高等教育機関の中でも現社会に直接役立つことを目的としたものに限られるべきである。

繰り返して言うが、最高の学問を維持する大学は、今日の社会のためよりは、将来のあるべき社会のために存在するものである。このことによってこそ、社会と密着することのない大学の自主性は、それに伴う多少の弊害が生じやすいとしても、尊重されなければならないのである。

(別紙)

大学院大学の構想案

電気通信研究所

I 概要

大学院大学としては、次の2種類を併設するのがよい。

- (1) 大学院課程のみをもつ大学院大学を新設する。
- (2) 既設大学のうちで教官・設備ともに特に優れたものを補正して大学院大学とする。

II 理由

大学院大学の構想は、国大協第一常置委員会案あるいは、岡田私案など最近各方面で相当具体的な形で論議されている。これまでの構想は、既設の大学のうちで教官・設備の特にすぐれたものを大学院大学とする。すなわち(2)の型のみを念頭に置いている。

このような構想の主なる主脚点は、

- (1) 現行制度に大なる変革を与えることなく実施できる。
- (2) 大学の大衆化は、それなりに意義のあることであるが、それに伴う大学の質的低下を防ぐため、大学制度の補正を行なう必要があるが、その点も大学院大学とすることにより一緒に解決できる。

などの点である。

大学院大学の構想を押し進めるに当って、上記の要因は確かに重要なものであり、このような既設大学を基礎とした大学院大学も必要である。しかしこの形の構想だけで、大学院大学に対して要請されている高度の研究教育機関としての使命を十分果せるかどうか疑問を感じざるをえない。このような疑問の生ずる主なる点を列挙すれば

- (1) 既設大学の使命から生ずる制約；大学院制度の重要さは、学問分野によって相当な差異がある。すなわち、ある分野では、高度の研究教育を

行なうには相当の年月を要し、大学院程度の年限では中途半端であり、教育制度としては、むしろ学部が最も重要なものもあれば、反対に学部での教育だけでは不十分で、大学院レベルの教育が最重要とされる分野もある。

これに対して既設大学の大部分は総合大学であり、総合大学では全学問分野にわたる調和ということは重要な要素である。この点に留意すると、既設大学を基礎とする大学院の規模と質は、そこに自ら制限が付き、大学院を重視する学問分野からみれば、そのみでは十分とは言えない程度のものであるであろう。

(2) 大学の巨大化に伴う弊害の助長

現在大学の質的低下が各方面で問題にされており、そのため(2)の型の大学院大学では、教官陣容の充実と、設備と、設備の拡充が要請されている。しかし現在大学が直面している問題は、むしろ大学の急激な膨張に対して、重要教育、研究、管理運営の態勢が対応しかねている点にある。この観点に立てば、教官・設備の充実は、望ましいことではあるが、そこにはある限度が存在しよう。大学の理想的な大きさについてはいろいろ議論もあるであろうが、大学が一つの組織としての機能を常に維持できるような形での充実を考えると、(2)の型の大学院大学の規模には限界があり、そのみでは十分でない。

(3) 大学の多様性が望ましい

我が国の大学はあまりにも画一的で特徴がないということがしばしば指摘される。大学院大学を考えるに当って、このような弊害を除くことが必要であり、そのためには、制度的にも類似したような形のものばかりでなく、それぞれが特徴をもち、互に相補なような異なった形の大学院大学をつくる必要がある。

Ⅲ 大学院大学をつくるにあたって留意すべき諸問題

大学院大学をつくるに当って、従来の大学のもつ欠点を除去するため、

次の諸点に留意する必要がある。

- (1) 学問の発展性と流動性とくに境界領域の分野の重要性を考えて、それに十分対応できるものであること。
- (2) 教官人事の固定化、特に学問の進展に対応するために必要な人事交流が行ないやすいものであること。
- (3) 大学院学生に対しては、一つの大学ですべての単位、研究を終えることは必ずしも好ましい制度ではない。したがって大学院大学間の単位の読みかえ、指導教官の選択などに相当な自由度を持たせることが望ましい。
- (4) (2)の型の大学院大学では学部（教養・専門）と大学院の2重性に伴なう矛盾・不合理を克服し、学部・大学院の一貫教育としての利点をあげられるような制度を考える必要がある。
- (5) 大学院大学相互間の教育・研究の協力態勢が確立しやすい制度を考慮する必要がある。
- (6) さし当り、(1)の新設大学院大学に教官・設備を集中的に投入し、大学院の教育研究のレベルの画期的な向上をはかるのが望ましい。

IV 大学院大学の概要

A 新設大学院大学（(1)の型）

1. この新設大学院大学は、唯一つとし、全国数ヶ所にキャンパスを置く。
2. 各キャンパスは、すべての学問分野を網羅したものである必要はない。すなわち、いわゆる総合大学院である必要はない。
3. 種類と修業年限
 - (1) 原則として博士課程一本とする。

- (2) 修業年限を特に定めず単位制をとる。但し、必要により修業年限を定めることもできるが、この場合も学問分野の性格により適当に定めるものとする。

4. 学 位

所定の単位数を取得し、学位論文を提出し、合格したものに学位を授与する。

5. 組織、編成

- (1) 一キャンパスを一つの組織とする。
- (2) 一キャンパス内には若干のコースを置く、コースには、十分な流動性をもたせる。

6. 管理運営

- (1) 総長 全学的な総合調整にあたる。
- (2) 評議会を置く。大学全体としての運営に関する重要事項を審議する。
- (3) 学長を各キャンパスに置く。
- (4) 教授会、各キャンパスに教授会を置く。

キャンパスは、大学自治の中核であり、研究・教育・管理・運営について大巾な自治をもつ。

- (5) コース主任、コース教官会議を置く。

7. 教 員

- (1) 専任教授の数は、あまり多くなくてよいが、国際的にみても傑出した者に限る。
- (2) 多数の客員教授のポストを置く。この客員教授として他のキャンパスおよび既設大学の教官を数年間にわたって迎え、研究・教育に

参加させる。この制度により人事の活潑な交流を期待する。

(3) 専任教授の待遇は、国際的レベルとし、国内外を問わず優れた研究者を迎えられるようにする。

(4) 人事の停滞を防ぐため、停年を現在よりもはるかに若くする(50才位)。

8. 学 生

(1) 入学資格は学部卒業者とする。

(2) 学生は、大学院大学一本で扱かう。すなわち学生は特定キャンパスに固定されず、自由に単位を取得できるし、研究指導が受けられる。

(3) 他大学との間の転学を制度化する。

(4) 奨学金制度を整備・拡充するか。または、リサーチ・フェローとして俸給が出せるようにする。

9. 財 政

教育研究費は必要なだけ出すようにする。

B 既設大学に基礎をおく大学院大学(2)の型)

1. 種類および修業年限

(1) 大学院大学は、博士課程を主として構成するが、必要により、修士課程および学士課程を置くことができる。

(2) 単位制を採用するが、学問分野の性格上、必要により修業年限を定めることができる。

(3) 現在の総合大学の教養部における教養教育は、発展的に解消し、大学院教育として一貫した教育を行なう。

(注) 単位制採用の場合は、自大学および他大学間で単位のよみか

えを行なう。

2. 教育内容および教育方法

- (1) 大学院教育の目的を、十分に達成し得るよう専門科目と教養科目の均衡を図り、また、それぞれの研究科の別に応じ、その特色をもたせる。

3. 従来の総合大学の教養部、学部および附置研究所は、これを廃止し、研究科に統合する。

(注) イ 学内諸機関（他研究科、共同利用研究等）への併任を考慮する。

- ロ 客員教授制度を設け、他大学、大学院大学への併任、および他大学、大学院大学（外国）からの併任を拡充する。

4. 学 位

所定の単位数を取得し、所定の研修（論文）を完了した者に与える。

(注) イ 単位制を採用した研究科では、短年限で学位を授与する可能性を与える。このため従来より規定の単位数を低減する必要がある。

- ロ 集団で研究論文を完成したものには、それぞれに学位を与える。

ハ 学問分野の境界領域の研究を完了した者には、学位の種類を特に限定せず（博士、修士、学士共）授与する。

5. 大学院大学の設置および組織編成

1. 規模および設置

- (1) 従来の総合大学の学生配置、教員、設備、施設のよみかえより、出発する。研究科の事情により、学士課程入学者を漸次低減し、

修士、博士課程入学者数を増加し、ほぼ矩形に落着かせることもできるように画一性をさける。

2. 組織編成

(1) 従来の組織編成は、研究科に分離統合する。

(注) イ 管理運営に適した規模とする。(大に過ぎ、また小に過ぎないような配慮が必要である)。

ロ 研究科には専攻を置く。

ハ 講座制を採用するか否かは、自主的に決定する。

6. 管理運営

1. 大学の自治、すなわち自主制は研究科を単位とする。

2. 学内管理機関

(1) 学長(総長)

大学の管理運営、職務権限、大学院の総括的な責任である。評議会、その他の学内諸機関と連携を保ちつつ全学の総合調整を図り、かつ、その指導的機能を果たすと共に、共通施設たとえば共同利用研究所、計算センター、図書館等の管理の最高責任を負う。

(注) 選考、任命、任期等については別に定める。

(2) 評議会

(a) 職務権限；学則研究科規定等の制定、改廃、その他、大学全体としての運営に関する重要事項を審議する。

(協議会は、これを評議会に職務権限を移す)

(b) 構成；学長(総長)および各研究科長(副学長)

(3) 研究科長(副学長)

(a) 職務権限；大学院大学の基本的構成要素の研究科教授会の管

理運営の執行責任者。

(b) 選考、任期は別に定める。

(c) 研究科長補佐機関専攻主任（部長）

(4) 教 授 会

(a) 職務権限；研究科における教育研究の計画および予算、学生の教育指導および学業評価、研究科長、教員の候補者の選出、学位、称号に関する事項等の審議。

(b) 構成；教授のみをもって構成し、必要により助教授または常勤講師を加えることができる。

(c) 設置；教授会は研究科に設置する。

(5) 研究科別の事務局を置き、また大学院大学全体として事務総局を置く。

3. 教員の身分取扱いおよび待遇

(1) 教育研究の成果を挙げるには、教員が適確者であることが必要である。その選考に当っては、研究科長は教授会の議により、その候補者を学長に推せんし、学長は文部大臣に申し出、文部大臣それによって任命する。教員の候補者の選出には教授のみが審議する。

(2) 教員の待遇

給与体系をその職務に即するよう整備する。

7. 学生の厚生、補導

奨学金制度を整備、拡充し、教授会および評議会を経て年限を延長、短縮できるようにする。

8. 入学制度

一般高校の卒業生は、学士課程に入学させ、他大学の学部卒業生は、修士課程ならびに博士課程に編入学させ、他大学の修士課程卒業生は、博士課程に編入学させる。（課程の変更は一定の規準を満した場合に自動的に可能となる。）

9. 大学院大学の財政

大学院の内容を充実し、その水準を極めて高いものに維持し、これを向上させるためには、飛躍的に大きな教育研究費が必要である。特に研究費の大巾拡充、長期計画に対する予算措置、予算流用制限の緩和並びに予算の繰越等については、特別な考慮が必要である。

V 大学院大学における研究所

IV、B、3に述べたように従来の附置研究所はこれを廃止し、研究科に統合するが、学問の新しい芽が生じこれを急速に発展させる必要のあるときは、大学院大学に研究所を置くのが望ましい。そしてその学問の発展に応じて新しい研究科あるいはコースの編成へと進んで行く。このような点を考慮すると、大学院大学における研究所は次のようにするのがよい。

1. キャンパス教授会（(1)の型）、あるいは研究科教授会が必要と認めたときは、大学院大学に研究所を置くことができる。
2. 研究所には専任の教授を置かない。

専任職員は主として助手、雇員よりなるが、場合によっては専任助教授は置くことができる。

3. 教授はすべて併任教授をもって当てる。

併任教授の任期は数年（2～3年）とし、その間研究に専念させることもできる。

山 形 大 学

○ 教 養 部

「1.高等教育機関の目的・性格の多様化」(P 6上から14行目以下)について

- (1) 最近の学生数の増加と質とを考えると、大学の多様化は必要と思われる。
- (2) ここに示された6種の教育機関は、形態的には、戦前の高専校大学と類似した点のあることを感じさせる。
- (3) ことに、第2種のものにおいては、内容的に、細分化された知識の注入にのみ偏して、「2教育課程の改善の方向」の(1)にいう(P 7下から5行目以下)これまでの一般教育の目的が従来以上に充分果しうるかに危険を感じる。
- (4) また「専門分野による差異を無視して画一的な修業年限を定めない」(P 7上から3行目)とあるが、これは、在学年数を卒業の要件としないうで、必要単位数の修得のみを卒業の要件とするものと解される。
- (5) しかし、このような場合、学生は単位の修得にのみ走って、幅広い知識の吸収や課外活動によって己れを豊かにする努力に欠けるところがありはしないか。
- (6) もちろん、単位の授与は厳重公正に行なわれるべきであるが、最低の在学年数を規定するか、あるいは、一年間の最大の履修単位数を規定する必要があるように思われる。

「2.教育課程の改善の方向」について

- (1) 上記のうち「これまでの大学の一般教育のねらいとしたものは、次のような改善によって、その効果的な目的達成をはかることが望ましい」として、(1)従来の一般教育と(2)基礎専門教育、および(3)外国語の3項に

ついでに（P 7 下から 5 行目以下）

- (2) これによると、従来の一般教育科目に相当するものは専門教育の関連科目として履修させるものと解される。
- (3) これはサセックス大学での方法と極めて類似していると思うが、この場合は、上記(1)の従来の一般教育科目に相当するものは(2)の基礎専門科目とは内容、方法等で明らかに区別する必要があるだろう。
- (4) また、現在の学生の総合能力を考えると、総合コースを設けることが、やはり、必要と思われる。
- (5) つまり、(1)の従来の一般教育に相当するものが、専門教育担当教員の片手間的授業として行なわれたり、あるいは、専門教育への入門的基礎的なものとならぬようにする必要があろう。

「4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要」について

- (1) 高等教育を一定年令層の学生や特定の基礎学歴のあるものだけでなく、広く国民一般に開放することは極めて必要にして肝要なことと思われる。
- (2) そのためには、大学は学内での正規の授業ばかりでなく、公開講座の開設も必要であろう。そして、公開講座は学内においてだけでなく、学外に講師が出講して行なうことも考えるべきであろう。
- (3) また、これと併せて考えられる一般社会人の再教育も、受講希望が、そのために時間的な便宜を与えられるような社会の配慮と理解とがなによりも必要であろう。

「5. 教育組織と研究組織の機能的な分離」について

- (1) 教育と研究との両組織を区別することは必要と考える。
- (2) しかし、研究を主とする組織に属するものも授業を全く担当しないというわけにはいかぬから、そのものが、教育と研究のどちらを主とするかという程度の差となるであろう。
- (3) この場合、いわゆる、研究スタッフとは時期を定めて交替する必要があるが、現在のような貧弱な教官定員ではこの実施は到底困難である。

さらに大幅な定員の増加を必要とする。

(4) 次に、教授、助教授、講師、助手という職階制も、昇任のときに業績、資格の審査を行ないうるという点で全く無意味とは云えない。

(5) ただ、それぞれの責任と職務の区別を一層明確にする必要がある。

(6) また、助手は教育公務員ではないが、教官についての規定が準用されるから、助手の任期制は公務員の身分を保障する現行法（人事院規則 8-12）から問題がある。

(7) しかし、助手は採用のときに、その研究能力を判定することが困難であるから、研究者養成のための制度として、その円滑な運用をはかるために任期制を認めることには一理がある。

(8) さらに、大学院の学生で助手となることも、省庁の研修機関での研修生が公務員の地位をもつものと同じく制度的には矛盾とは云えぬと思われる。

(9) また、助手の位置づけ助手と教授会との関係については、助手は大学の使命である教育と研究とに直接的責任をもたぬから教授会構成員から除外するという考え方には一理がある。（国大協「大学の管理運営に関する意見」昭和 4 1.6-はこの立場である。）

(10) 助手の扱いは、それぞれの大学で、また、同一の大学でも学部によって一様でない。

(11) 従って、教官の職務に近い機能を果している場合は助手を教授会構成員として扱ってもよいであろうが、教授会での審議事項によっては参加できぬものもある。

また、このような場合でも助手全員を構成員とするか、またはその代表を参加させるかは考えるべきことである。

(12) つまり、実状によって決すべき、助手全部を一律に扱うことは妥当とは思われない。

(13) 要は助手の意見が大学の管理運営に反映することが必要なのであるか

ら、教授会とは別に助手を加えた教官会や協議会を考えるべきであろう。

「7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」について

- (1) 上記の（説明）に「とくに財務、人事、監査などに関する機関に学外の有識者を加えることが、大学の内部的な衰退を防止するために必要である」（P 13 上から7行目、8行目）とある。
- (2) この「有識者」という表現は不明確で、財務や監査には、むしろ「専門家」の参加が必要となるのではあるまいか。
- (3) また、教官の採用、昇任の人事においても、教授会の構成員が必ずしも候補者の業績について専門的知識をもっているとは限らず、選考委員も少数であるから、学外の「専門家」の意見をきくことも必要であろう。
- (4) 学外有識者なるものの選定いかんによっては、却って、大学の運営が思わぬ方向に向かうことのあるを思わねばならない。

「8. 教員の人事・処遇の問題」について

- (1) 教員に関する人事制度が処遇の改善を伴わねば効果的でないことは論をまたない。
- (2) また、国公立大学の教官の任期制は研究活動の長期計画の阻害や、公務員の身分保障についての現行法（人事院規則8-12）との関係において慎重に考えねばならない。

徳 島 大 学

○ 教 養 部

大学院制度の改善については、単にこれだけを分離して考えることは不適當であり、広く大学教育全体の改善という問題の中で考えるべき事柄である。従って、この観点からすれば中教審の基本構想試案に対する次のことを諸

点を基礎としてその考慮の上に新しい大学院制度が樹立されるべきものであると考える。

1. 基本構想試案は、大学の格差を増大せしめるような多様化を強く打ち出しているけれども、むしろ質的な内容の諸様相を有する多様化を考えるべきである。

2. 従って、地方の国立大学それぞれの特殊性に応じた特色あるものならしめそのような学部をますます充実せしめること。

以上の基本線に立って大学院はそれぞれの特色ある存在となるような制度を確立すべきである。

九 州 大 学

〔まえがき〕

この意見は、本学各部局における討議の結果をまとめたものである。

なお、この「意見」の提出にあたって、一、二の学部からそのことに反対の意見が出されたこと、また本学は、大学制度改革に関しては、大学制度委員会を中心に検討をすすめつつあり、本学としての最終的態度は、同委員会の最終報告等をまわって確定されるものであることを付言しておく。

（別添資料：「九州大学大学制度委員会中間報告」参照）

1. 「基本構想試案」作成の手続きについて

(1) 各方面からの意見の集約方法について

本「試案」については、その作成の過程において昨年8月の「大学制度の改革に関するアンケート」による各方面の意見や、内外にわたる大学改革に関する意見や提案を収集して審議が行なわれたとされている。

しかし、前記のアンケートは、その方式が不備であり、かつ設問の意見誘導的性格が濃厚であったために、その回答率は異常に低く、その意見

形成が相当かたよったものとなっていたのが実情である。

今回の「試案」が長期にわたる見通しに立って、わが国の高等教育のあり方を根本的に考えた点は、これを評価するにやぶさかでないが、それにもかかわらず、改革の方向に関し種々の憶測を加えざるをえず、また批判的態度をとらざるをえないのは、今回の「試案」の段階では内容的にみて具体性に乏しいこともあるが、現在の中教審の性格および上記のような作成手続きとも深く関連しているように考える。

(2) 大学の自主的改革の尊重について

現下の教育改革・大学改革は、個々の大学の特性に即して行なわれるべきものである。したがって、われわれは、現在大学および学部においてその制度改革の成案をうるべく努力を続けている。

大学改革は、新しい大学の創造を求める各大学の内部の熱意と自主性を基盤として行なわれるべきものであり、すでに昨年来、数多くの大学において自主的な改革案が発表され、現実に改革に着手している大学も数多くある。したがって、国は、すでに先行している大学自体の自主的な改革に対し、助言を与えながら、それを承認していくという形態をとるべきである。すなわち、国が大学制度の改革に着手する場合は、大学の本来の使命が真理の探求と教育の自由にあることを承認したうえで、まずそれぞれの大学の自主的な改革を中心とすべきであり、一律の天下りの改革案を強制することなく、大学の自主的な改革を促進するという方式がとられなければならない。

この意味において、大学の改革に対する大学外からの意見として中教審が発言する場合は、あくまでこのような各大学の改革への熱意と自主性を尊重し、そうした自主的な改革の推進を助ける、いわば助産婦的役割をこそ志向すべきであって、上からの改革を押しつけるものであってはならない。この点で本「試案」は、全国の各大学を計画的に統制する姿勢を示している。また、その作成課程からみて、大学間の意見をくみあげる手続きが十分である

とは考えられない。各大学の自主的改革案がどのように取り扱われたのか、全く不明である。本「試案」の前文で「最終的な報告をとりまとめる前に各方面の意見を聞くことにしたい。」と述べているが、まず各大学の改革案の内容とその取扱いについて意見を述べるの方が先決である。そして最終的には前述のとおり、それら改革案の内容を最大限に許容する方向で「報告」をとりまとめることが望ましい。その手続きのうえでの現実化の過程においてこそ、「試行の積み重ね」は生きたものとなる。

2 「基本構想試案」全体について

(1) 戦後の高等教育改革について

全体を通して、今日の大学教育の混乱についての責を大学側のみに負わせ、そこから改革の提案が出されている。反面、戦後20余年にわたる政府の貧困な高等教育政策についてはほとんど触れていない。この点に関する批判を抜きにしては、改革は実質的には行ないえないであろう。

それに改革とはいうものの、本「試案」の内容からは、新学制発足以来確固とした方針と見通しなしに膨脹して来た高等教育制度に、無理につきつまを合わせようとしている感じを受けないわけにはいかない。

(2) 国家統制の強化について

本「試案」は総括的にいえば、大学に対する国家統制の強化という基本線に沿って構想されたものであり、この基本線には同意しがたい。この点から考えて、本「試案」の内容には、大学本来の使命である学問研究と教育の自由を十分に保障することに関して、重大な欠陥があると判断する。

3 社会的要請にもとづく大学の役割について

本「試案」は、国公立大学を含めた高等教育全般のうえから見て、各方面からさまざまな欠陥が指摘されている現行の研究・教育体制を合理的に是正するための抜本的改革案としては、内容的に一応評価すべき点があ

る。しかしながら、今回の「試案」が、大学の伝統的な研究・教育制度が現代の高度産業社会の要求にこたえる能力を十分に発揮しえなくなったという認識に重点がおかれて作られたものであるならば、今後、大学のあり方に一つの問題を残すことになる。もちろん、われわれは大学における研究・教育活動が社会とかかわりなく行なわれるべき性質のものであるとは考えていない。しかしながら、大学における教育は、最も基本的には高度の市民教育としてとらえられるべきものであって、産業界の要請に直接に応じることにあるのではない。現代においては、市民社会と産業界との理念、利益の不一致、双方の間の矛盾の増大こそが特徴的である。大学の理念と機能とは、市民社会とのかかわりにおいてこそ展開されるべきであるが、本「試案」においては、この視角が欠落し、産業界の要請による職業・技術教育の必要性の強調が全体をつらぬいている。これは、大学の重視すべき市民教育の根幹である一般教育を否定し、その破壊を結果するものといわざるをえない。

このように本「試案」は大学の役割を社会の現実的要請に偏してとらえ、批判性、独創性という重要な役割を軽視している。したがって、また、全体を通じて研究の軽視と人間形成のための教育についての認識に欠けるところがある。

のみならず、もしも前述のような発想に立脚して改革が遂行された場合には、大学における研究・教育の方針や計画の決定にあたって学問的要請とは矛盾する影響力が外部から及ぶことが考えられる。この意味において、本「試案」は内容の点で、政府、産業界の意向に沿う大学改革を実現するための世論誘導的性格が濃厚なものと考えざるをえない。

4. 高等教育制度の多様化と研究・教育の分離について

(1) 高等教育制度の多様化について

高等教育の現状および社会的要請から見て、高等教育制度を多様化することの必要性はある程度認めざるをえないが、この構想について具体

的な肉づけがなんら示されていないので、このままでは、これ以上の評価をすることはできない。ただ、この構想は、現状にかんがみて、制度的に大学間の格差を生み出す方向に類別化され、現状の高等教育のゆがみを一層拡大させる方向に進むおそれがあることは指摘できる。多様化は、個人の能力を最大限に伸ばすためのものであり、格差づけのためであってはならない。

(2) 研究・教育の分離について

本「試案」では、高等教育の大衆化と学術研究の発展、高度化とを二律背反的にとらえ、高等教育機関における研究と教育の分離を提案している。これについては、基本的な考え方としては傾聴すべき点もあるが、大学においては従来から研究と教育とは不可分のものとされており、ある種の教育機関においては、研究は不要であると受け取られる表現があることは問題である。

大学教育が高度の批判力や創造力を持った市民の育成を目ざすものである以上、本質的にその教育は研究と不可分の関係にある。この点は、一般教育についていえるだけでなく、大学における専門教育においても研究と不可分の関係において行なわれることによって、はじめて創造性を持った専門技術者の養成も可能となるのである。

この高等教育機関の本質をなす研究と教育の統一が、現実の困難性にもかかわらず正しく保持される方向を追求することこそ、現在最も強く要請されるところである。本「試案」の提案が単に国家行政の「効率化」という観点からの発想であるとすれば、国家百年の大計を誤るものとなるろう。

(3) 研究・教育の理念について

本「試案」は、高等教育機関の多様化や研究と教育の分離など重要な提案をしているにもかかわらず、その基盤となる高等教育における「研究・教育」のあるべき姿についての中教審の理念や哲学が示されていない

いばかりか、大学の教育機関としての機能の方が強調され、大学における研究のあり方とその人的・物的な制度の保証を軽視している。すなわち本「試案」前文では、今後の高等教育の改革を実行に移していくうえで、「漸進的に試行を積み重ねることが適当」であると述べており、われわれとして最も関心を持つ学術研究体制や研究条件、研究費などの問題についての本格的な検討は、今後にゆずるとされている。したがって「基本構想試案」とはなっているものの、実際は学問研究の面を捨象した、主として大学の管理運営制度の改革を意図する試案にとどまっている。

このように本「試案」は、管理運営面のみに重点をおき、研究・教育体制を軽視したものであり本「試案」の中で提案されている管理・運営機構に対応して、いかなる研究・教育体制が構想されるのかを確認できるまでは、われわれの総括的な評価は保留しておく。

5. 教育課程の改善方向について

(1) 一般教育課程の改善方向について

本「試案」では、「一般教育・専門教育という形式的区分を廃し、それぞれの教育目的に即して必要な科目を組織した総合的な教育課程を考える中で、一般教育の目的を達成する」よう提案している。

しかし、これまでの戦後の大学の歴史は、一般教育に形式的な市民権を専門教育とともに与えてきたにもかかわらず、実際には専門教育の中に一般教育が埋没させられてきたことを物語っている。したがって、このような提案では数年を経ずして戦後の大学教育の基本理念の一つである一般教育は、大学から姿を消すこととなろう。さらに語学教育については、実用、実利的な面のみをとらえ、一般教育としての役割を持つ面を無視した改革の提案があり、また体育教育の廃止の提案があるが、これらも前述のような視点から批判・検討されるべき重要な問題である。

(2) 教育方法の改善方向について

職業・技術教育を研究から分離して、産業界の要請に合致する質の技術労働力の大量供給が新しい教育機器を使用する「教育方法の改善」という名目でいわれている。これは安上がりの教育を志向するものといわれても仕方のないアプローチである。

6. 高等教育機関の管理運営体制の合理化

(1) 新しい管理機関の設置について

本「試案」に見られる管理・運営制度も現行制度と比較した場合、一応のところは整理され合理化されたものであることは否定しないにしても、それだけにともすれば大学の外部権力からの独立性を確保することが困難になる事態も予想され、ひいては研究・教育のあり方にも深いかわりを持つと考えられる。

大学の役割を社会の現実的要請に偏してとらえ、批判性、独創性という重要な役割を軽視しているという認識から、このような提案には、大学の管理運営を一般社会における機能としてとらえ、そのような範ちゅうでの合理化と官僚的統制強化の意図がうかがえ、大学本来の自治ないし自由な雰囲気は阻害される危険性を持つ。

かりに中枢管理機関の設置を認めるとしても、その機関に集中すべき機能を綿密に検討しなければならない。たとえば建造物、器物の維持管理、学生の入学、進学、登録、取得単位や成績の記録、就職、証明書の発行、職員の給与などに関する事務は、集中することが可能であり、その意味で、事務機構の合理化は必要である。だが、研究計画、教官人事、研究費の配分・用途、カリキュラムの決定や学生の研究上の指導とか学位・単位の認定などについては、その権限を中枢管理機関に集中することは賛成できない。それらについては、現行の学部教授会に相当する教育組織の自主性が、制度上確立されなければならない。本「試案」のままでは大学は強力な中枢管理機関によって全面的に統制される単一組織

となり、また教育は「教育的努力を助長するような給与制度」（第2の8「教員の人事、処遇の改善」）によって、その研究と教育とが管理されることとなろう。

(2) 中枢的な管理機関への学外者の参加について

市民教育の場としての大学の理念に立つならば、それに矛盾する外部諸勢力の介入を容易ならしめる教員選考、業績評価への学外者（多くは業界人となる可能性が強い。）の参加には賛成できない。少なくとも、評価そのものが産業界の価値判断基準に左右される危険性が大である。それは永年の努力によって形成されてきている大学自治の一つの基本支柱である人事権の大学からの取り上げである。

7. 大学の法人化と国の財政援助について

大学を特別な法人にすることは、大学の自主性を容認しつつ、国が財政操作を通じて間接的にこれを統制する方式であるといえよう。本「試案」は、数か所にわたって「援助し、かつ統制する」という官僚的な方針が強調されており、「援助すれども統制せず」という望ましい態度は、ついに見出されない。われわれは、このような国の統制強化と結びつく恐れのある法人化に賛成することはできない。

大学自治のもう一つの基本支柱は財政の自主性であるが、これまでににおいても大学財政は政府によって集中管理され、大学政策の重要なテコとして機能してきている。本「試案」ではこれだけの大学改革を提唱しながら、その物的保証としての財政のあり方には全く言及されていない。この点、たとえば、文部省とは独立の機関を設置し、その手に財政の管理を委ねるなどの措置を考案することによって、大学自治の支柱としての財政の自主性を確立する方向を採ることこそ、提案されるべきである。

8. 高等教育の整備充実に関する国の計画調整について

「国民全体の立場に立つ公的機関」の設置は、きわめて重大な意味を持つものと思われるが、計画を樹てる主体が不明確であることなど、その性

格がはなはだあいまいであり、特にこの機関と国、国会、大学などとの関係が問題である。財政援助をする国からは、自由で公正な立場に立つ独立の機関であって、学問研究と教育とに対する長期的展望のもとに「計画を立案し、その実現を推進する」ものでなければならない。本「試案」には、それを保証する具体的な肉づけがなんらなされていない。

9. 学生の生活環境の改善充実について

本「試案」には全体として昨今の大学紛争に対する治安対策的発想がとかく長期的ビジョンのよそおいをもって語られている。たとえば、この「学生の生活環境の改善充実」における学寮問題へのアプローチがそうである。よしんば、学寮が紛争の根源地であるような状況があるとしても、現時点で紛争によって管理が困難になるという一部学生の策動による表面的現象のみをとらえて、ただちに学寮の存在価値なしとして、その解体をどを提案すべきではないと考える。

大学の大衆化によって経済的に恵まれない学生の多い現状からしても、学寮にはなお大きな教育的・経済的意義が十分存在しており、これに代るべき施設整備の方策も確立していない現段階ではとかく充実のなおざりにされがちな福利厚生施設としての学寮の充実こそが声となるべきである。

10. 大学入学者選抜制度の改善の方向について

基本的な方向は評価できるが、具体的な検討項目の考え方には問題があり、個々の大学の特性を認めて能力の適性を判断できる弾力的な基準の検討が重視されねばならない。この意味で学生定員数を超えて能力のあるものが入学できる方向で、それを可能にする教官および施設などの充実を含めた改革につき検討すべきではないか。そのためには教育制度全般の改革と入学生選抜制度とを関連づけて検討する必要がある。なお本「試案」には、ここでも共通テスト活用による統制的な姿勢が示されている点を指摘したい。

11. 私立大学の問題について

本「試案」では、全国の学生の7割を受け持っている私立大学について、ほとんど触れられていないが、私立大学の問題を抜きにしては、わが国の現在の高等教育を適確に論じえないであろう。